



第55回 流域委員会



天然アコ基礎調査（分布調査）



武庫川で確認されたアコ

ニュースの内容

1. 武庫川流域委員会の再開
～ 総合治水のモデル計画めざし
整備計画の原案審議は佳境へ
2. 武庫川流域委員会
～ 第55回 武庫川流域委員会
3. 減災対策検討会
～ 第1回 減災対策検討会
～ 第2回 減災対策検討会
～ 第3回 減災対策検討会
4. 河川審議会
～ 平成21年度
第2回河川審議会
5. 武庫川流域委員名簿
6. 開催された委員会等
7. 開催のご案内

1. 武庫川流域委員会の再開

総合治水のモデル計画めざし、整備計画の原案審議は佳境へ

～ 武庫川流域委員会 委員長 松本 誠

今年1月26日に第55回流域委員会を再開し、県がまとめた整備計画の原案審議を開始してから、早くも4カ月を超え、季節は初夏に入りました。

兵庫県が武庫川ダム計画を白紙の状態に戻して、住民参加による総合的な治水計画をつくり直すことを当時の貝原俊民知事が発表してから、今年9月でまる10年を迎えます。武庫川流域委員会はスタートからすでに7年目に入っており、総合治水へ向けた「提言書」提出から間もなく4年が経とうとしています。

私たちは、この節目の年に「武庫川づくり百年の計」のスタートとなる整備計画を、流域住民が「自分たちの計画である」と胸を張れる素晴らしいものに仕上げるべく、議論を続けています。

この国の河川行政は、1997年の河川法大改正に続いて昨年の政権交代以降、ダムに頼った治水計画を大きく見直す方向へ舵を切り、兵庫県も武庫川の今次整備計画には新規ダムの建設を位置づけない画期的な原案を提示しています。流域委員会は、この提案を委員会の提言に添ったものとして高く評価するとともに、ダムの是非論に拘泥することなく、総合治水による河川整備計画のモデルとなるべく、原案をブラッシュアップする議論を重ねています。

今後の委員会審議と7つの焦点

委員会の議論は、3月までの当初3回半ぐらいは県の原案についての補足資料を含めた詳細な説明を聞き、それに対して委員から約400項目に及ぶ質問や意見が書面で出され、県からは一つひとつの質問や意見に対して文書で回答する作業を続け、全体委員会で開陳してきました。こうした審議を4月まで5回にわたって続けたあと、5月10日の第60回委員会からはいよいよ論点ごとの詳細な審議に入り、原案をどのように修正・加筆し、ブラッシュアップしていくかについての議論を重ねています。

審議の焦点は、幾つかあります。

一つ目は、下流築堤区間の流下能力が不足している危険個所を解消するために、河床掘削を大規模に行い、高水敷を切り下げるなどの河道対策が、天然アユの溯上復活をめざす武庫川の河川環境再生や市街地の貴重な水辺の景観維持との整合性を担保できるかどうかの検討です。潮止堰や床止工の撤去の計画に関する検証も、議論になっています。

二つ目は、河道掘削量を増やした代わりに、千苧ダムなど上流部での既存利水ダムの治水活用を先送りしたことの是非です。今後の課題として取り組んでいける見通しを確かなものにすることも議論の焦点といえます。

三つ目は、総合治水の重要な要素である水田やため池をはじめとした流域対策を実効ある施策に高めていくための方策が、整備計画の中にきちんと位置づけられているかどうかという検証です。

四つ目は、環境対策面では生物環境の保全に関わる「2つの原則」が、実際の工事の中で担保されていくための道筋がきちんと示されているかどうかです。また、天然アユをはじめ、生物が確実に生息し、余裕のある生態系を形成していくための正常流量など、水質が質・量ともに十分であるのかも焦点になります。

五つ目は、今次計画には位置づけなかったものの、新規ダムは基本方針レベルの対策として先送り課題と記載されていますが、この新規ダムの位置づけの仕方をめぐる議論も残されています。

六つ目は、危機管理対策の位置づけについても、さらにクリアーにしていく意見も出ています。

最後にもう一つ大きな焦点は、今後の武庫川づくりの推進体制に関わる考え方や具体的な計画の位置づけです。2006年8月の提言書提出、2007年10月の基本方針策定の審議が終了後も、運営委員会でしばしば議論されてきた流域連携やフォローアップ委員会等の位置づけも焦点として挙げられます。また、より一層、地方分権の推進と「参画と協働の県政」推進が大きく取り上げられている兵庫県政において、武庫川づくりにどのように具体化し、反映していくかも大きな議論の焦点になりそうです。

流域委員会はすでに8月末まで、さらに5回の全体委員会の開催日程を確定し、精力的に審議を進めていきます。全体委員会の中間には、運営委員会を1、2回設定し、審議の進め方の調整や、論点の整理、原案を修正・加筆する詰め作業も行い、早期に結論を出すように努力を重ねます。流域住民の皆さまはもちろん、流域7市の関係者の皆さまも委員会の審議を見守り、積極的なご意見をいただきますようお願いいたします。

2. 武庫川流域委員会

第55回

第55回 武庫川流域委員会

平成22年1月26日

尼崎市中小企業センターにおいて



平成19年10月の第54回流域委員会から2年3ヶ月の期間を経てようやく、県が「武庫川水系河川整備計画・原案」を提示する第55回流域委員会が開催されました。この間、流域委員会の全体会は休会という扱いになりましたが、15回にのぼる運営委員会と8回にわたる減災対策検討会を開催し、委員会は県が提示する河川整備計画原案の作成に向けて、委員会提言を反映したものになるよう県との協議・協力活動を行ってきました。再開された第55回流域

委員会は、先に策定された「武庫川水系河川整備基本方針」の目標達成に向けて、おおむね20～30年で実施する武庫川水系の河川整備の内容を記載した法定図書である「武庫川水系河川整備計画」案を作成するスタートになるもので、流域委員会への提示を通じて県原案を発表する場になりました。したがって、この日は県原案説明を聴くことに終始し、委員会での議論は行ないませんでした。17名の流域委員と25名の河川管理者、さらに流域7市の担当者が出席し、約100名の流域住民が見守る中、5時間にわたって委員会が開催されました。

<議事のあらすじ>

1. これまでの経過報告

(1) 県の経過報告

第54回流域委員会以降に行なわれた「武庫川水系河川整備計画」原案作成の経過について、県内部および関係市等との協議の経緯が、県から配布資料に基づき報告された。

(2) 第80回～第94回運営委員会及び8回にわたった減災対策検討会の報告

運営委員会等の経過報告については、事務局から開催経過が報告された後、委員長から流域委員会の視点から補足説明が行なわれた。(以後照会される配布資料の詳細については、流域委員会のホームページ上の配布資料を参照されたい)

2. 「武庫川水系河川整備計画」原案の提示

(1) 武庫川水系河川整備計画（原案）

冒頭に、県から法定図書となる河川整備計画の原案を資料3に基づき説明し、併せて補足資料として資料5-1、5-3が説明された。

- ①「武庫川水系河川整備計画（原案）」… 資料3
- ②「河川整備計画（原案）等の概要」… 資料5-1
- ③「整備目標の設定について」… 資料5-3

(2) 武庫川流域総合治水推進計画（県原案）

法定図書となる河川整備計画原案とは別に、武庫川独自の総合治水に関わる推進計画として「武庫川流域総合治水推進計画」が、県の原案として資料4と補足資料5-6に基づき説明された。

- ①「武庫川流域総合治水推進計画（県原案）」… 資料4
- ②「流域対策の目標設定について」… 資料5-6

(3) 武庫川流域委員会の提言書と整備計画（原案）との対比

流域委員会が2006年8月提出した提言書と県の原案がどのように対応しているのか、あるいは提言とどのように相違しているのかを確認しやすくするために、県から以下の配布資料が説明された。

- ①「武庫川流域委員会からの提言と河川整備計画（原案）等との対比」… 資料5-2

3. 整備計画（原案）及び流域総合治水推進計画（県原案）に対する確認

県から提示、説明された「武庫川水系河川整備計画」（原案）および「流域総合治水推進計画」（県原案）に対し、各委員から事実確認に関する質問と県からの応答が行なわれた。

<委員からの主な質問>

① 整備目標と河道計画について

- ・提言書の作成段階から河川整備基本方針策定に至るまでは、県は「30年確率の洪水に対応することが下流住民の悲願」であり、河川管理者はこれに対応することが絶対の責任であるかのような主張を続けていた。それに対して今回の整備計画は、戦後最大の洪水を対象降雨として計画している。限られた県財政の中で如何に武庫川に対する支出をすべきか、堤防強化や利水、環境、その他のさまざまな施策のバランスをどう図っていくのかに関わる重要な事項として、これまでこだわってきた治水安全度とどのように関係するのか説明してもらいたい。

県の回答⇒今回の計画は、確率表示すると1/23に相当する。1/30は住民の悲願として受け止め、河川管理者としてはできるだけ早期に高い水準の治水安全度を実現したいと考えた結果、「20年で戦後最大の洪水に対応できるようにする」ということになった。確率表示にしなかったのは、最近の傾向として「大きな洪水が発生すると、例えば1/20と設定していたものがすぐに1/15や1/10に下がるという現象が発生しがちである」ということに起因する。

- ・説明の中の「ゼロベースについて」は、いきなり知事がゼロベース発言を行ったような説明であったが、流域委員会発足に関わる重要なこととして、「なぜゼロベースであるのか」についての説明をきちんとしてもらいたい。

県の回答⇒質問の趣旨がよくわからない。説明したパワーポイント程度の資料以外は持ち合わせていないので、趣旨を確認した上で後日説明したい。

- ・現在事業進行中の河川改修のレベルを目標にしている区間があるが、その区間は今回示された戦後最大を目標とする理念とどのように関係するのか説明してもらいたい。
- ・武庫川本流はかつて土砂流出が多かったことから一部は河床が高く天井川になり、現在の河道はさまざまな問題を引き起こしている。河道計画においてはこのことに対応し、将来的に安定した土砂流出量並びに土砂流出総量にマッチした河道をつくるという観点で整備計画に位置づけられているのか。また、どのような土砂流送の状態を想定しているのか説明してもらいたい。

県の回答⇒土砂流出についてはロングスパンの計算を行っており、後日補足用説明資料により説明したい。

② 整備計画におけるダムの位置づけについて

- ・これまで工事实施基本計画で武庫川ダムとして事業認可されてきた新規ダムは、今回の整備計画には事業として位置づけていないということでもいいのか。

県の回答⇒工事实施基本計画は、基本方針と整備計画の両方を兼ね備えた計画である。基本方針は既に策定されているので、該当する基本方針部分は工事实施基本計画の中では消滅しているが、まだ継続されている整備計画相当部分には武庫川ダムが位置づけられている。今回提示した整備計画には新規ダムは位置づけていないが、「継続検討する」という扱いになっている。

- ・現在はまだ工事实施基本計画が生きていることになるが、武庫川ダムは行政手続上どのような状態になっているのか。

県の回答⇒現在検討中の整備計画が策定され、その中に新規ダムが位置づけられていなければ、その時点で工事实施基本計画に位置づけられた武庫川ダムの位置づけは消滅することになる。

- ・原案の説明で、「新規ダムが必要になれば整備計画を改定するかもしれない」「次期整備計画には新規ダムが位置づけられるかもしれない」という微妙な表現があったが、今後の審議のためにはっきりしたことを確認したい。

県の回答⇒「具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する」という記述の意味については、河川管理者としては今回提示した 3,510 m³/s で十分であるとは考えていない。基本方針レベルを目標に治水安全度の向上を目指す中で、千苺ダムの治水活用も含めた 2 つの対策についても引き続き検討を進め、一定の方向性が定まった場合には、第 2 次、第 3 次、あるいは今期整備計画の変更を行い、位置づけることもあり得るということである。整備計画の対象期間の記述にある「なお、社会情勢や経済情勢の変化、新たな知見、洪水などの被害の発生状況等により、必要に応じて見直しをする」を踏まえて、対応するということである。

③ 基本方針の目標に向けた 3 段階の整備計画について

- ・基本方針の達成目標に向けた整備計画の関係を段階で示した説明資料の図では、3 期の整備計画で基本方針の目標達成に近づくことになっている。しかし、突発的な災害が発生した場合には、一段分のステップが大きく跳ね上がることになるのではないかと。

県の回答⇒「予期しない事態に整備レベルが計画以上に上がる」ということについては、基本的には定めた整備計画の目標に向けて整備を実施していくということであるが、社会情勢や災害等を含む諸条件の変化に伴い計画自体の見直しが生じた場合には、整備レベルの見直しや整備計画の変更もあり得るということである。

- ・突発的な災害の発生により、一気に基本方針レベルに近づくような事態になった場合、新規ダムが位置づけられる可能性もある。そのような場合に、整備計画はどのように変化し、フォローアップ委員会はどのように関係し、何をするのか、あるいはどうなるのかを含めて方向を説明してもらいたい。

県の回答⇒フォローアップ委員会とは、河川整備計画策定後の実施段階で状況等について報告し、意見を求める趣旨のものであると考えており、整備計画の内容そのものを変更するような大きな方針転換をする際には、流域委員会を設置し、意見を求めることを考えている。

④ 潮止堰の撤去と築堤区間の掘削について

- ・潮止堰と床止工の撤去が地下水の塩水化に及ぼす影響については、影響がないことの確認が必要である。また、潮止堰が設置された理由と撤去しても問題が生じないことの確認をしておく必要がある。次回の説明に加えてもらいたい。
- ・築堤区間の掘削については、掘削後の断面において、多少の土砂堆積があった場合に計画高水位以下で流量が流れるのか、数値的に余裕があるのかギリギリの数値であるのか、余裕がある場合はどのような余裕であるのかも含めて次回に説明してもらいたい。併せて、河道の維持管理の計画についても説明してもらいたい。

- ・現況の流下能力の算出は、溢れた箇所については壁立てによって不等流計算で出されているということか。その場合、現況の流下能力が足りない3 km地点の上流は、壁立てをしなければ不等流計算ができないことになるが、上流の掘り込み区間の満杯の状態についても同様の理解でいいのか確認しておきたい。

県の回答⇒そのとおりである。

⑤ 整備計画原案の図面と事業費について

- ・整備計画原案にはさまざまな図面が掲載されているが、これらは最終的にもこの図面であるのか、もしくはさらに詳しい図面があるのか。

県の回答⇒計算の過程において詳細な図面等は作成しているが、法定計画として一般的な形で掲載し、説明したものである。

- ・20年後の経済を鑑みて事業費を考えた上で事業計画案を作成しているのかどうか。

県の回答⇒事業規模を示すという視点で、概算事業費を参考資料に記載している。事業費の変更については、実施時に現地状況を踏まえた詳細検討を行なった上での工法等の選定になることから、変更は発生することになる。

⑥ 事業費と想定外の河床掘削～潮止堰撤去に至った経緯の説明責任について

- ・整備計画に位置づけられている事業の事業費と、位置づけられていない新規ダムや千苅ダムをはじめとするため池や校庭貯留などの20年を超える事業の事業費の関係を原案の概要説明資料4頁の絵に合わせて表現し、説明してもらいたい。

県の回答⇒事業費については、配布資料5-1の最下段に記載しているが、説明漏れであった。内訳は、川底掘り下げと堤防強化に約250億円、新規遊水地整備と青野ダムの活用に約30億円、学校、公園、ため池の雨水貯留に約70億円、中・上流及び支川の改修に約70億円の概算になっている。

- ・提言書の作成段階から基本方針策定までの経過において、委員からの再三の指摘に対し、県は「河道のさらなる掘削と潮止堰の撤去はあり得ない」という回答に終始した。しかし、整備計画原案では一転し、180度転回した計画案が記されている。委員会としては歓迎したい結果となったが、潮止堰の撤去に至るまでに一体どのような経過があったのか説明を求めたい。

県の回答⇒次回に説明する。

⑦ 潮止堰撤去計画に至った説明責任について

- ・先に策定された武庫川水系河川整備基本方針の中では、河川の維持管理・流域連携の項において「洪水調節施設、堤防、床止め、潮止堰、樋門等の河川管理施設の機能確保については、常に良好な状態を維持しつつ、効率的・効果的な施設管理を行なう」と書かれている。しかし、今回提示された整備計画では「良好な汽水域を保つということの前提において潮止堰を撤去する」と記載されており、内容が矛盾している。また、2ヶ月前まではこのような説明もなく進められてきた計画に対し、急激な変更による決定を行なったことに対しては、委員会に対して経緯を説明する責任がある。

県の回答⇒次回に説明する。

4. 傍聴者からの発言

2名の傍聴者から以下の発言を得た。

<傍聴者からの主な発言>

① 魚道について

現在、堰に魚道があるが干上がり意味のない魚道になっている。今後は武庫川にお金をかけて意味のない魚道をつくることなく、それ以外の方法で流域の協力を得ながら川づくりを進めるべきである。

② 新規ダムと時間的な計画、事業費の甘さについて

新規ダムを計画するには多大な時間を要するにもかかわらず、ダム建設を諦める積極的な姿勢が見られないことは残念である。

また、計画に要する時間について、例えば河床掘削に対する完了時期については何故20年を要するかなど、説明不足もあり、佐用川や都賀川などの災害を考えると、総体的な計画の甘さを感じた。さらに、事業費についても算出の甘さが気になる。時事経過で変化するのは仕方ないが、100億円もの差異が生じないように、きちんと比較して説明してもらいたい。

3. 減災対策検討会

第1回
～
第3回

平成19年10月の流域委員会全体会の休会から再開までの2年余りの前半には「総合的な治水を目指した河川整備計画」原案の作成に向けて「危機管理部分をどのように表現し、計画していくのか」について、運営委員会は県と協議を重ねました。その結果、平成20年11月から県と委員会委員により構成する減災対策検討会を開催することになりました。

これまでの河川整備計画は「国土交通省の同意を得る法定図書」として作成されてきましたが、「総合的な治水を目指す武庫川水系整備基本方針」を目標に策定される今回の武庫川水系河川整備計画では、法定図書である整備計画と並行して流域7市と県で作成する兵庫県独自の「総合治水推進計画」を策定することになりました。

この推進計画は、河川管理者である県が流域7市と連携し、流域住民や事業者とも連携して、流域対策を推進するとともに、河川が氾濫した場合の危機を回避するためのシステムを構築し、住民の参画と協働による危機管理対策が色濃く反映される重要な計画になります。

この検討会では、武庫川流域の危機管理のあり方について、委員と県とで協議を重ね、その結果を踏まえて県は「武庫川水系における減災対策推進方策（案）」をとりまとめました。

今号では、第3回までの検討会の概要を記載します。

減災対策の定義と検討会の目的、検討項目、今後の検討スケジュールなどをテーマに10名の委員と8名の県担当者およびコンサルタントらが参加し、県が委嘱したファシリテータの進行によって3時間半の協議が行なわれました。

【配布資料】

- 資料1 減災対策検討会の設置（案）
- 資料2 減災対策検討会の進め方（案）
- 資料3 減災対策検討スケジュール（案）
- 資料4 減災対策検討シート（案）
- 資料5-1 武庫川下流域 浸水想定区域図等
- 資料5-2 武庫川・現況堤防の基礎情報（見上げ堤防高さ）
- 資料5-3 武庫川の左右岸堤防高さの差

<委員の意見書>

- 資料6 減災対策検討会での検討について（提言）

<参考資料>

- ・武庫川流域減災対策検討会について — ファシリテータとして如何に関わるか —
- ・河川現況平面図

【協議の概要】

1. 検討方針・スケジュールの確認について

(1) 減災対策検討会の設置・進め方・スケジュール

今後の検討会のメンバーとして県から8名の職員、委員会からは7名のコアメンバー、さらに建設コンサルタントからファシリテータ1名が紹介された。県から、資料1「減災対策検討会の設置（案）」、資料2「減災対策検討会の進め方（案）」、資料3「減災対策検討スケジュール（案）」に基づく説明が行なわれ、質疑や意見交換の結果、以下のまとめが確認された。

【ファシリテータによるまとめ】

<検討方針・スケジュールの確認>

- ① 減災対策の定義についての共通認識として、「資料6 減災対策検討会での検討について」に示された内容を確認した。
- ② 減災対策検討会の目的は、1)「提言」に盛り込まれた減災対策の内容を河川整備計画へ記載できる具体策を検討するため、2)流域委員会側と河川管理者側が双方で知恵を出し合って意見交換を行うこと、と確認した。

<意見交換の概要>

- ① 「流域に住まう人」とは武庫川本川に住まう住民のみを対象とするのか。

県の回答 ⇒基本的には流域圏に住む人を対象とする。たまたま流域の病院に入院している場合はメインではない。

委員の意見⇒住人ではなく流域の事業所に通勤する従業員、公共施設、学校等の利用者も含むべきである。

- ② 検討スケジュールが4回では不足である。
県の回答 ⇒回数不足は認識しており、臨機応変に対応したい。
- ③ 「検討会のアウトプットは何か」を明確にすべきである。また、検討会のタイムリミットはいつを目指しているのか。
県の回答 ⇒検討会では整備計画の減災対策に記載できないことをどのようにするのかを検討したい。タイムスケジュールは9月に河川審議会にかけることを考えたいが、ゴールは来年5月～6月ぐらいまでを目途にしたい。
- ④ 事前に資料配布を行い効率的に進めるべきである。
県の回答 ⇒今後は事前に資料を配布し、効率的に進めたい。
- ⑤ 一般論だけで議論するのではなく具体的なところまで考えるには、県から提示されたスケジュールでは時間不足である。とくに「避難」のところではもっと時間が必要である。
- ⑥ 「水害リスクへの認識・避難」については正しい情報を出すための検討を行なうべきである。
- ⑦ 河川整備計画にどのように反映させ、どのような対応策により課題をタイムスケジュールで網羅できるのかまでを考えるべきである。とくに避難に関しては、20～30年のうちに住民が高齢化する状況も想定する必要がある。
- 県の意見…住民に最も近い市レベルの対応が重要であり、的確な情報提供や、自主防災組織などが機能する仕組みづくりが必要であると考えている。
- ⑧ スケジュールの第1回～第3回は避難の話に尽きており、それ以外の重要な部分が軽視されている。整備計画は20～30年の計画であることを認識し、「避難・土地利用の規制誘導・流出抑制・堤防強化」の4つについてバランスをもって検討するべきである。
県の回答 ⇒県としては人命を守る「避難」に重きを置いて考えている。

2. 減災対策検討に向けた論点

(1) 減災対策検討項目と基礎情報、参考資料、意見書について

県から資料4「減災対策検討シート(案)」、資料5-1「武庫川下流域 浸水想定区域図等」、資料5-2「武庫川・現況堤防の基礎情報(見上げ堤防高さ)」、資料5-3「武庫川の左右岸堤防高さの差」「委員の意見書」の説明が行なわれた。意見交換の結果、以下のまとめを確認した。

【ファシリテータによるまとめ】

<減災対策の検討におけるウエイトの置き方>

- ① 流域委員会と県側のウエイトの置き方を調整するため、次回に「氾濫域での土地利用の規制誘導」「流出抑制」「堤防強化」に関して県から課題を提示し、意見交換する。
- ② 県の課題整理では、流域委員会が8月提言書で提案しているこれらの対応策について、それぞれの検討状況や具体的な課題を報告する。
- ③ 検討会では、長期的に取り組む減災対策の中でも比較的具体化しやすい対応策について可能な限り整理する。

<意見交換の概要>

- ① 重要水防箇所の定義、計画高水の定義について説明してもらいたい。
県の回答 ⇒重要水防箇所とは流下能力が不足する箇所を指している。計画高水の定義については、従来の河川全体計画で目指している安全性である。
- ② 武庫川流域のハザードマップは作成されていないのか。
県の回答 ⇒尼崎市以外は作成済みである。
- ③ 三田市に浸水想定区域はあるのか。また、資料 5-1 には公民館等の市の施設を掲載すべきである。
- ④ 宅地等の地盤との関係等から天井川による危険性を知ることが重要であることを踏まえ、ハイウォーターの断面図と見上げ高さの主要な箇所についての断面図が必要である。
- ⑤ 破堤地点での流速の情報も必要である。
- ⑥ 水害リスクを認識させる以前に、避難前の情報を徹底することが重要である。また、甲子園球場で実践されているような住民から提供される生の情報収集も重要である。
- ⑦ 各市が作成したハザードマップの内容にはバラツキがある。例えば、伊丹市、宝塚市は各国語表示である。また、上流掘り込み区間の三田市、篠山市も防災マップを作成しているのか知りたい。
- ⑧ 水害リスクに土砂災害は入っているのか。
- ⑨ 上流の浸水深の情報と尼崎市の情報を早急に出してもらいたい。
- ⑩ 「基本方針で守るべき重要な施設を…」という記載があるがその施設とは何かを明確に示してもらいたい。
県の回答 ⇒一例として災害弱者施設を挙げているが、それ以外については検討会で議論してもらいたい。
- ⑪ 西宮市の浸水深想定最大は 8 m であるが、資料 5-1 では 3 m になっている。JR のアンダーパスの部分はどうなるのか次回に提示してもらいたい。
- ⑫ 資料 5-1 は武庫川からのみの氾濫情報で猪名川からの氾濫は想定していないのか。
県の回答 ⇒資料 5-1 には猪名川の氾濫は書き込まれていないが別にある。今のところこの資料では同時氾濫は想定していない。また、尼崎市域は武庫川本川のみによるものであり内水によるものは含まれていない。
- ⑬ リバーサイドが重要水防箇所の表示になっているが、相違ないのか。その場合、すべての住宅移転が終了後、重要水防箇所は消えるのか。また、重要水防箇所は「箇所」ではなく「区間」になるのではないか。さらに、一番ネックになる部分から順次ピンポイントで手当てをすることにはならないのか。例えば阪神橋梁の手前のカーブの部分など、一番弱い箇所の手当てがリスクの大きな軽減につながるのであれば、堤防の形状、位置、角度などを総合的に判断し、堤防の弱い箇所をランキング化したものを作成すべきである。そのような資料はあるのか。
県の回答 ⇒リバーサイドの移転が完了すればその周辺の重要水防箇所は消えることになる。ネックになる部分については、流下能力を指すと思われるが、重要水防箇所は、

事業箇所につなげるものではなく、水防活動をするためのものであり、水防活動はピンポイントではなくゾーンで行なう必要性のあるものである。

- ⑭ 氾濫について、現状で地域の治水安全度が低いところ、高いところがわからない。堤防強化、河川改修、貯留施設の有無、何年後に完成するのかを勘案してソフト対策を立てるべきである。

県の回答 ⇒ハザードマップは篠山から全区域あるが、治水安全度 1/2 の改修の話とは別である。浸水深想定図作成の話は次回以降に説明したい。ハザードマップは 1/100 の危険側で使うものとして考えている。

- ⑮ 資料 5-1 の 3 m～4 m未満、4 m～5 m未満の箇所はどこにあるのか説明してもらいたい。また、西宮市の色について、ブルーは他の凡例色と重複して判り難いので変更すべきである。市の施設の色も判り難い。

- ⑯ 減災対策はハードな河川対策に対してどのような位置づけになっているのか。また、堤防強化はどう位置づけて整備計画に取り込もうとしているのか。

県の回答 ⇒堤防強化は減災対策では計画高水位を超える部分のものである。河川対策、流域対策、減災対策のいずれも行なうつもりである。

委員の意見⇒参考資料の滋賀県の治水対策では、「目的は財産・命を守ることであり、これまでは河道内で守ってきたが、これからは水害に対する危機管理により生命と財産を守ることが最優先課題である。これまでの治水対策に加えて自助・共助・公助によりハード対策とソフト対策を連携する。河川管理者がしなければならないことは、河川施設の維持管理と整備が遅れている箇所の安全度の向上と、破堤を避けるための堤防強化を行うことや、地元自治体の都市計画事業などと協議を図りながら河川管理者が行なう部分を全うすること。住民の意識の問題に対しては、逃げるだけでなく住まい方の誘導、地域防災、土地利用などの規制を行なうことである。」とある。これは武庫川における基本方針を政策化したものであり、位置づけが解りやすくなっている。兵庫県が掲げた 3 つの施策も同じである。

委員の意見⇒兵庫県の目的では「深刻なダメージを回避する」である。

県の回答 ⇒計画高水位以上を減災対策と位置づけている。

3. 資料 4「減災対策検討シート（案）」の具体案の詳細について

減災対策検討シートの具体案に対する詳細チェックを中心議題として意見交換を始めたが、結果的には検討スケジュールまでにとどまり、以下のまとめを確認した。

【ファシリテータによるまとめ】

＜検討会のスケジュール＞

- ① 減災対策検討会は河川整備計画の策定スケジュールに照らして、平成 21 年 6 月をゴールとする必要があり、これに向けた運営を行うこととする。
- ② 当初のスケジュール案（4 回の開催）では十分な討議を行えないと判断された場合には、追加開催や事前打合せなどを腹案として、今後、スケジュール調整を行いながら運営する。
- ③ 検討会で効率的な討議を行うため、事前に資料を配付する。

<意見交換の概要>

- ① 「1 避難の被害時④避難」の項に対する資料において、河川管理者はどれぐらいのタイミングで避難判断情報が提供できるのか資料を出してもらいたい。
県の回答 ⇒水防で既に提供されている情報であり、資料提示は可能である。また、減災対策 2~4 は回答待ちの段階であると理解している。
委員の意見⇒思い当たることは既に殆ど表に入力済みであるが、土地利用や堤防の嵩上げがどこまで可能かなど、具体的に詰める段階であると理解している。
県の回答 ⇒河川管理者だけで可能な話ではないので、時間を要する。
- ② 現在県で検討している内容が整備計画に盛り込めるか否かまで詰められているとは思えない。既に2年が経過しているが、まちづくりの部分については、関係先が多岐に及ぶことから調整できているとは思えず、実現の可能性さえ危惧される。この進度では残り半年で計画に盛り込めないが、どうするつもりか説明してもらいたい。先ずは、現時点でどこまで可能かについて意見交換をすべきである。「①どこまで具体的にできるのか、②具体化するにはどうしたらいいのか、③なぜできないのか、④どこまで検討したのか、⑤努力したのか、⑥相手と話をしたのか、⑦何がネックなのか」をきちんと整理すべきである。
県の回答 ⇒指摘された通りの部分がある。
- ③ 「2 氾濫域での土地利用の規制誘導、3 流出抑制、4 堤防強化」における保安林制度や開発に対して、どこがネックになるのか資料を提示してもらいたい。
- ④ 「回答できるものが殆どない」というのは憤慨である。2年間でゼロ回答では意味がない。
- ⑤ 実際にどのような調整をしてきたのか報告すべきである。委員側では個別に、提言書に盛り込んだネック部である補助スーパー堤防提案部分などの関連市とのヒアリングなども行っている。
県の回答 ⇒危ない家が建っている危険なゾーンでは移転がどこまでできるのか、災害危険区域として本当に指定できるのか、ましてや武庫川でできるのかなど問題があり、武庫川では進められていないが、他の事例は紹介できる。
委員の意見⇒「危険区域からの強制的な退去を行なう」と言っているのではない。どのような策があるのかを検証し、さらに幾つかの策について段階的に方策を検証していくべきである。
- ⑥ 不動産売買においても浸水区域や浸水深の情報提供を行なうべきである。
県の回答 ⇒行政指導としては可能であるが、宅建業法では不明である。
- ⑦ 都市計画部署では密集市街地などに対して再開発や区画整理等を行なっており、河川でも同様にすべきである。
- ⑧ 尼崎の湾曲危険部の堤防法面に展開する密集市街地は、尼崎では今後20~30年後には整備しなければならない重点密集市街地に指定されている。地震・火災などに限って考えられているが、河川の危険区域としての要素も非常に高いことを認識してもらい、河川行政と都市計画行政の協同事業を行なうべきである。このことは、提言書でも提案していたことである。先述の県の発言において、いきなり危険区域に指定し、移転退去という手法は不可能であるとして削除するのは理不尽である。提言書では誘導・規制ということを述べてきたはずだ。

- ⑨ 前参事は危険な箇所に住む住人に対する危険性を強調していた。一方で 1ha 以上の開発における 30 年確率での調整池整備については、100 年確率の際にこのオーダーでいいのか疑問である。ちなみに、西宮市夙川流域の下水道計画は 1/6 確率であることを知り、驚いている。
- ⑩ リバーサイドのような開発が二度と繰り返されないようにするには規制・誘導を行なうことであり、そんなに難しいことではない。都市計画と一体化した減災対策は、掘り起こせば具体的に数ヶ所あることは提言書にも盛り込まれている。土木部局で実現することが困難であれば、都市部局と連携すべきである。
- ⑪ 検討スケジュール 4 回目の検討課題はとりあえず県が検討し、どのような問題で行き詰っているのか吟味の上、委員会として早期に把握すべきである。次回には県からその部分を提示すべきである。したがって、第 4 回に予定している内容は次回にすべき内容である。
- ⑫ 実現不可能なことは不可能であることを県から明示し、可能性のあることを進めていくべきである。
- ⑬ 現在挙がっている項目の中身だけを再度次回に出してもらいたい。
- ⑭ 避難については、これまでにどのような検討を行い、その結果何がネックになっているのかを明らかにし、資料として提示すべきである。
 県の回答 ⇒ 「2 氾濫域での土地利用規制誘導」「3 流出抑制」「4 堤防強化」できれば「1 避難」も視野に入れて次回に提示する。また、年内を目途にできるもの、年を越すものについてまとめ、年内に資料提供できるものは年内にまとめて提供する。
- ⑮ 避難の関係では、中層住宅であるマンション等の立地条件を整理してもらいたい。
- ファシリテータからの提案 ⇒ モデル地区を設定してどのような障害がおき、調整が必要であるのかを考えてはどうか。
 県の回答 ⇒ 具体の箇所を明示することはできない。

第 2 回 減災対策検討会

平成 21 年 2 月 2 日（月）
西宮市民会館において

第 2 回検討会は、前回時間不足により議論の收拾に至らなかった議題「減災対策検討シート of 具体案に対する詳細チェック」について、議論で出された委員等からの意見を踏まえて県が新たに作成した「減災対策の検討方針」「減災対策の具体案に対する県の考え方」の資料をもとに意見交換が行なわれました。14 名の委員と 8 名の県担当者が参加し、3 時間半にわたりました。

【配布資料】

- 資料 1 減災対策の検討方針
- 資料 2 減災対策の具体案に対する県の考え方
- 資料 3 阪神地区 都市計画マスタープラン(一部抜粋)
- 資料 4 尼崎市園田地区の避難所マップ
- 資料 5 武庫川の堤防強化
(委員からの意見書)
- 資料 6 「堤防強化対策について」

(参考資料)

参考資料 1 河川堤防設計指針

(事前配布資料)

資料 1-1 武庫川横断図

資料 1-2 地形断面図(阪神電鉄)

資料 2-1 武庫川浸水想定区域図について

資料 2-2 浸水想定区域図の算定根拠

資料 3 武庫川における堤防強化対策について

【協議の概要】

県から資料 1「減災対策の検討方針」における「氾濫域での土地利用の規制誘導」「流出抑制」「堤防強化」に関する提言①～⑨の減災推進方策と資料 2「減災対策の具体案に対する県の考え方」について県から説明があり、意見交換した結果、以下のまとめを確認した。

【ファシリテータによるまとめ】

- ① 意見交換のポイントは、次の 4 点であった。
 - 1) 河川整備計画としての具体性を高める
 - 2) 河川整備計画における私権制限からの踏み込み
 - 3) 河川整備計画の目標との関連づけ
 - 4) 耐水化建築、ダメージポテンシャルについて
- ② 意見交換の結果、次回には提言①～⑨に対応した減災推進方策の各論について討議する。
- ③ 具体性を高める方策の一つとして、ダメージポテンシャルとして浸水想定区域図から危険区域を抽出して、これと現行法（建築基準法、開発許可法など）による規制と組み合わせること等が討議された。
- ④ 河川整備計画において私権制限まで踏み込む点については、具体的な個別の方策における可能性として検討することが確認された。
- ⑤ ハザードマップの周知方法等について調査して報告する。

<意見交換の概要>

- ① 資料 1「減災対策の検討方針」、資料 2「減災対策の具体案に対する県の考え方」、とくに資料 1 の提言①～⑨は基本方針レベルの話である。整備計画としては、もう一步踏み込んだ具体的方策であるべきである。また、具体案では、提言②における「被害区域の設定は私権の制限につながる」という記述は当然のことであり、「私権を優先するのか」「減災を優先するのか」をクリアすることがまさに整備計画の論点である。しかし、県の資料ではそこには一切触れていない。さらに、多くの記述は「県から市にお願いする」という視点であるが、そのような安易な考え方に疑問がある。減災対策を確実に実のあるものにするには、住民の立場になり、「うまく実現しない場合は、県と住民が一緒になって市を動かす」という視点が必要である。提言⑧においても同様である。宝塚市が各戸貯留を積極的に進めているにもかかわらず、関東のように進まないのは同様の視点での努力不足を指摘したい。

参考：提言① 再開発や区画整理手法により街区単位の耐水化を促進する

提言② 甚大浸水被害危険区域等の設定により、建築行為や開発行為を許可しない

提言③④ 耐水化建築の促進

- 提言⑤ 都市開発や宅地開発に対する適切な開発規制と雨水流出抑制のための指導や規制が必要なので都市計画の整備開発保全の方針の中に対策を明記すべきである
- 提言⑥ 調整池設置の義務化や治水施設としての恒久化に向けた指導要領及び技術基準の改正
- 提言⑦ 大規模開発計画で長期間未利用地として放置、保留されている土地を流出抑制として活用
- 提言⑧ 公共施設、ビル、工場、マンション等の新設時など土地利用が変化するタイミングでの多目的遊水地、地下調節池等の設置促進
- 提言⑨ 堤防越流が起こっても、堤防強化によって少なくとも堤防の決壊だけは防ぐ

② ハザードマップは武庫川全川の危険なエリアを示してはいるが、具体的な危険地域の手当ての手法について詰める必要がある。建築基準法の第19条では「敷地の衛生及び安全」、第33条7項では「開発地域の規制」があるが、これらを活用して治水の検討を行なうべきである。また、リバーサイドの都市計画区域は現在どうなっているのか、今後、跡地の土地利用はどうなるのか。市街化区域から用途を外すなどの考えがあるのかどうかも答えてもらいたい。

③ 整備計画にしては抽象論が多く、基本方針レベルである。資料2「減災対策の具体案に対する県の考え方」の内容では、現場での実現に向けた各課のレベルまで落とし込むのは無理である。「啓発していくことが重要」という記述程度では整備計画とは言えない。

④ ここで検討している内容は、整備計画に盛り込む具体案の検討か、それとも整備計画に入らない都市計画マスタープランなどの周りの減災対策や治水対策の整理に該当するのか説明してもらいたい。また、宝塚市の都市計画マスタープランが出されているが、整備計画での扱いを説明してもらいたい。

ファシリテータの回答⇒整備計画で具体的に記述する内容の意見交換である。宝塚市の件については、河川行政以外の関連は河川整備の中でどのように関わられるのかという視点で採り上げていると思われる。

県の回答⇒・個人的見解としては、確かに抽象的で基本方針レベルに思える。しかし、一歩踏み込むために何が必要かをヒアリングした結果、住民の理解、協力が一番であることを強く感じた。下流域の市街地形成ゾーンにおいて区域を指定する場合、先ず住民の理解を得るために抽象的ではあるが今回提示した方策が期待できると考えている。また、耐水建築の方策についても「先ずは意識啓発が重要」と考える。一方、減災対策で県だけで判断できないものについては今後検討会の中で協力して課題を詰めていく必要がある。

- ・個人的見解としては、私権の制限に関わる一般的なことについては、2種類あると考えている。住んでいる土地が個人のもので他人のものがあ、自分の持つ土地そのものの危険性に対する規制は難しいと考える。規制が相応しいのか、緩やかな誘導が相応しいのか、行政としてはより必要最小限の方向で考えるべきである。
- ・個人的見解としては、我々はリスクについては周知しているが、一般住民はどれくらい周知しているかが不安である。一般の方とのギャップが大きく、まだ落とし込める段階にまでは至っておらず、先ずは周知していただく段階であると理解している。しかし、現状ではさまざまな機会を利用して住民に知っていただく場が不足している。

- ⑤ 資料 2「その他 住民との間の接点」を拡大させ、とくに重点的な場所では、具体的な避難などの活動も詰めていく必要がある。例えば重点地域では、地区レベルで 200~300m 区画ごとの対応について「どこの誰が何をするのか」に至るまで住民へのレクチャーを行ない、整備すべきである。
- ⑥ 自治会単位で町の構成はどうなっているのかを検証する必要がある。宝塚市では 20 のコミュニティに分けてまちづくり協議会が形成されている。その中で、例えば鶴の荘では、浸水深 2 m 50 cm の地域があり、第一種低層住居専用地域であるため 2 階から 3 階弱の高さしか建てられない住宅街である。ハザードマップを活用し、市が介入して 3 階建て以上の建築ができるよう容積率の規制緩和を図るなどの措置を展開するなどの方策が考えられる。このようにして浸水深の深いところでは具体的に詰めていくことが必要である。
- ⑦ 道路の場合は密集市街地などの狭隘道路はセットバックにより 4 m 以上に拡幅し、あるいは接道義務により 4 m 以上の道路に 2 m 以上敷地が接道しなければ、住宅を建築したり建て替えることはできないという建築基準法の制度がある。このようなことは、法的な縛りからの誘導ではあるが、消防法も含めて行政や建築家がきちんと説明して住民も承知、納得していることである。河川についても危険な区域についてはきちんと説明を促すことにより、住民に危険性を納得してもらえるよう努力すべきである。

また、鶴の荘は、昭和 30 年代に阪急住宅が堀のある高級住宅街として一区画 300 m² 前後で開発した分譲住宅であるが、50 年前の開発当初から水没の危険に対する配慮がなされ、幅 1.2m の水路(平常時は無水)に囲まれ、敷地を石積みにより 1 m から 1.5m 嵩上げし、さらに住宅の一階フロアは 50cm 上げたものになっている。阪急住宅が堀に囲まれた城をイメージして輪中堤のような住宅街を形成し、逆にそれを宣伝活用したものである。住人も水害の危険性は土地購入時から認知しており、自治会などは 50 年間に及び市や議員に呼びかけるなど熱心に大堀川の改修工事を要請し、幾度となく市から説明会があったが、河川の対応は結局そのままである。ただし、後にミニ開発されたゾーンは水害に対する配慮が全くなされておらず、委員が先述した規制緩和の方策が必要となる。

このように、水害を認識している住民は、行政が主導となって動けば十分協調する準備ができていくところが結構ある。ましてや、阪神・淡路大震災以来のまちづくりは住民の参画が進み、団塊の世代がリタイアし始めた今はもっと協力的である。したがって、耐水まちづくりの実現は県が主張するほど大きな障壁はなく、現実的にもう少し早期に実現できると思われる。

- ⑧ 先述した 2 名の委員の話からも突破口はそんなに難しくないことをあらためて感じた。都市計画、道路などの他の行政分野では、住民とのまちづくり上の調整をずっと続けてきたが、先述の 3 名の県担当者の発言からは、河川でもようやく 10 年前に始まったはずのまちづくり上の住民との調整はリスクの認知に止まり、10 年前のままであることが判った。

流域委員会の提言は、「河川も早く次の段階に入ろう」ということであり、「早急に提言を周知してもらおう機会を設定してもらいたい」と 3 年前から県にお願いしてきたが、説明会を開催したにすぎなかった。そして、国土交通省から基本方針の同意が得られたという格好のタイミングにも県は躊躇し、住民への基本方針周知の場を設定しなかった。にもかかわらず、今さら住民のリスク共有ができていない、理解ができていないなどと

いうのは言語道断である。「総合治水を実現する」ということは、都市計画行政や道路行政が40年をかけて努力してきたことを河川行政として今、急ピッチで追いつかなければならないということである。そこに向けた覚悟と発想の転換が必要であり、それが実行できなければ減災対策は考えられない。いま行なっている議論は、提言書を作成する2年半の過程で、ずっとやってきたことである。この委員会の担当者が人事異動で次々変わることはやむを得ないにしても、提言書とその審議の経過をしっかりと読んで理解してもらいたい。

- ⑨ 資料2 2頁②ではいろいろ記述した後に最終的には「現実的ではない」と言い切っている。県は私有地については、財政支援や買い取りなどにこだわっている。しかし、流域対策とは、その住人が住みながらリスクに対応していくことへの理解と協力を得ることである。買い取りや補償で解決するという考え方から、いまだに抜け出していないのは残念である。

一方、まちに関わる行政ではこれまであらゆる私権を制限してきた。例えば、地震で危険なブロック塀は地域で理解を得て生垣に変えてきた。そのための誘導、支援、業者のあっせん、ワークショップの開催などにより、行政は一定の支援を行なう手法を展開して実現を目指した。このような手法により東京の国分寺市では、ある地域の2/3がブロック塀から生垣に変わり、墨田区では雨水貯留が進んだ。このような事例は数え切れないほどある。今回提示したシートの内容に止まることなく、これらの事例をよく勘案し、生かすべきである。

参考までに兵庫県での失敗事例として、寺畑前川の雨水を一時的に貯留する地下タンク施設を挙げたい。この事業は実質的に90億円かかったが、地下貯留施設ではなく当時提案したように、常時浸水家屋300戸の嵩上げであれば20~30億円で済んでいた。今後の河川行政ではこのように河川施設や補償に固執するのではなく、総合的な視野で問題点の解決を進めることを望みたい。総論では兵庫県は進んでいるのだから、各論でも実行していくべきである。原点からもう一度考え直してもらいたい。

- 県からの質問… 個人的見解では、地区計画が今後の突破口になるのではないかと考えている。例えば、地区計画において「1階に居間や寝室を設けない」という設定はできるのか。また、具体的な場所が設定できた場合、人材バンクなどを設置して地区計画を実行することができるのか教えてもらいたい。

委員からの回答⇒そのような前例はないが国土交通省が認めれば可能性はある。藻川のように住民が参加しながら行政とマンションなどとの協定を結ぶなどの方策もある。リバーサイドのように何か起こってから移転するのではなく、県が沿川の自治体を指導し、事前に移転することが得策か、移転せずに誘導できるのか知恵を出して詰めていくことが望ましい。そのような努力の後に、法律や条例などを整備するというのが取るべき手順ではないか。しかし、現段階ではまだ何一つそのような努力を行っていない。

- 県の意見… そのような方向に行くのは理想であるが、規制に関しては、密集市街地などの整備では守るべき資産は個人の財産だけでなく地域全体のことにつながる。河川で個人の資産や命を守るためだけに規制をかけた場合に、公共の利益はあるのかというところが難しい問題である。ソフト的なことによって、地域でやっていくということが望ましいのではないか。

- ⑩ 私権に制限をかけるのは、公共に利益をもたらせたり、迷惑を回避するためのものであれば可能であるという意見に聞こえる。しかし、リバーサイドでは、危険地域に規制せずに住宅建築を許可したことによって、住人が被害を受けただけでなく、結果として巨額の税金をつぎ込んで移転してもらわざるを得なくなった。危険地域に住むことは個人の責任において自分を守るということではなく、一軒のみに限らず地域が被害を受けた場合には自業自得だとは言えないはずである。これまでは、このような地域で浸水による人災があった場合には事後対策によって手当てするやり方をしてきた。しかし、減災対策というのは事前に手当てをするものである。
- 県の意見… リバーサイドの場合は知事が判断し、実行した特殊な事例である。
- ⑪ リバーサイドのようなケースは武庫川の重要な事象として検証し、事後評価しておくことが重要である。特殊な事例として片付けるのであれば、減災対策とは一体何かというところから考えなければならない。
- ⑫ リバーサイドの水害については、他の河川の話ではなくまさに武庫川での水害であったということを忘れてはならない。ましてや、浸水を伴う水害の場合は、水の性質上1軒だけで止まることはなく、地域やそのゾーンに及ぶことが当たり前であり、10 cmの水で子どもが足を救われて死に至る場合もある。そのように考えた場合、私権ということではなく、提言書で強調した「命だけは守る」ということを原点にして考えてもらいたい。「個人の財産や命を守るためだけに…」という発言は失言である。
- 県の意見… 行政が規制をかけるということに対する判断について述べた。「個人の財産や命を守るためだけに…」という表現については、リバーサイドの事例では結果として税金を導入することになったが、本来規制をかけるということには結びつかないということが述べたかっただけである。
- ⑬ 整備計画に土地利用規制を位置づけるのに、30年先には規制効果が達成できていることを考えているのか、あるいは具体化のスタート地点を整備計画に位置づけるのかが曖昧である。議論の展開の中では、委員側が30年後には規制がかかり、すべてのピロティ化が完了していることを求めているように聞こえる。一方、県の見解は、地域の人が知らないレベルの減災知識として、建て替えや土地購入にあたって情報を促す程度の位置づけに聞こえる。双方の考え方に食い違いがあり、目標到達地点のイメージが理解できない。たとえ規制をかけても、個人住宅の耐震化さえ進んでいない現実の中で、耐水化だけは規制をかけて補助制度を使えば整備計画期間内に整備が完了できるというイメージは理解できない。めざすべき到達点と規制の中身が理解できないので整理してもらいたい。
- ⑭ これまで、「整備計画ではどこまで整備するのか」について県に問いかけてきた。しかし、流量をはじめとする数字の話だけは非常に詳細に抑えながら、それ以外の部分については極端にアバウトである。「まちを耐水化構造にし、危険を少なくし、床下浸水に押さえ、場合によっては家が流されるかもしれないが、命だけは守る」という減災対策の基本が、30年後に100%達成できていないのは当たり前である。しかし、教訓規定や目標提示だけでは整備計画にはならない。

達成するためには、行政だからこそ可能な一定の規制誘導策を整備すべきである。河川行政以外ではそのような誘導により、例えば耐震については「新耐震の設計基準に従わなければ建築基準法による確認申請がおりず、建築物は建てられない」仕組みになっている。

ただし、民間や個人の既存不適格の耐震化については進んでいないが、新たなものについては制度化、規制誘導策により私権は通らない仕組みになっている。行政の仕事は制度や誘導策をつくることであり、行政のあらゆる部門でそれを実行できるような仕組みをつくり、すみやかにスタートさせる計画づくりを行なうことである。そして、それを始動させることを目指すという理解である。30年後に浸水想定区域がすべて安全になっているかどうかは、実施してみなければわからない。

- ⑮ 減災対策と治水安全度を上げることがトレードオフの関係になり、混乱しているように思える。減災の検討は事業予算とトレードオフの関係で行なうのではなく、何か起こった場合の災害を減らすために減災対策の法制度を整備するという議論をすべきである。減災対策本来の議論に戻すべきである。
- ⑯ 先ず、「川の中だけで対応し切れないものだけを減災対策で行なう」というものではないことをはっきりさせておけば問題はなく、混乱はしていない。
- ⑰ イメージに相違がある。できるところまで河川の整備を行い、そこから溢れるものを超過洪水ということで減災対策を行なうと理解している。
- ⑱ 進め方について意見交換するのであれば、総論ではなく個別の各論をすべきである。
- 県の意見… 私権の制限を整備計画の中にどこまで具体的に書けるかについては、河川管理者だけで実施する部分については問題はない。しかし、それ以外の関係機関や流域各市に関わる部分については、河川管理者が中心になって市との連携をとり、詰めていく必要がある。さらに、具体の条例を制定する場合には、住民とのコンセンサスを経て調整してからでなければ書くことはできない。建築基準法でいう災害危険区域のようなもので網をかける場合には、市で条例をつくって具体的に指定している。条例化に向けては、協議を行う作業があり、短時間で済ませることはできない。したがって、このような前提で、ある程度関係先と協議しなければ整備計画には書けず、どこまで整備計画に書くのかということがポイントになる。
- ⑲ 減災対策を書くにあたっての議論について、総論と各論の片方だけの話をすることは不可能である。整備計画の Spann と県の目標がどこまでを目指すのかを明示しなければわからない。また、この議論の展開は、本委員会で行なうような内容になっているが、このような議論は本委員会でも何度もしてきた繰り返しである。整備計画が20年になるのか30年になるのかによって目標の設定は大きく変わることになり、それを聞かなければ各論の議論には入れない。基本方針のような内容であるという指摘があったが、もしこのようなレベルの整備計画になるとすると、その下に実施計画として5年、10年、もしくは何年かごとの計画をつくることになるのか、確認したい。
県の回答 ⇒20年か30年かはまだ決めていない。現段階では治水対策の組み合わせを検討しており、それが20年でできるのか30年かかるのか、そのあたりを確認しながら決定することになる。
- ⑳ その考え方は逆である。
- ㉑ 県が発言した「整備計画案を作成するまでに危険区域の指定ができない」ということは、当然のことである。この件についてはこれまでずっと議論し続けてきたことである。相手が

あるから不可能であるとした阪神橋梁の問題にもあったように、すべて調整可能であるということがあり得ないのは当然である。しかし、危険区域を指定するには調整しなければならないことがたくさんあるが、「整備する」という方針で臨むのか、私権の制限があるから難しいとして「諦める」のかによって大きな違いがある。整備計画原案提示の9月までに間に合わないからという考え方はやめてもらいたい。ため池や田んぼの問題はどうするのか。関係者すべてと調整することなどは不可能であることは当然である。つまり、方針そのものが将来的にも流れとして支持されるのであれば、整備計画には挙げていかなければならない。基本方針の焼き直しのような整備計画ではどうしようもない。基本高水の流量に関わる水量だけが正確に出され、詳細に検討されるようなアンバランスな整備計画でいいのか疑問である。

県の回答 ⇒河川管理者は災害危険区域の主体になる市と協議し、表現について当然確認することになる。その場合、市は担当者の独断により、その場で「どうぞ」とは言えない。住民や関係機関と協議し、詰める必要があるからである。つまり、河川管理者は勝手に「指定する」と書くのではなく、しっかり市と詰めた上で合意形成できる場合は書けるということになる。いずれにしても私権の制限は難しいと思われる。

- ㊸ 他の部門では私権の制限に関わって実現しているが、なぜ、河川行政は入り込めないのか。
- ㊹ 私権の制限は、総論の話になり収まらない。先に各論の話をすべきである。
- 県からの質問… 資料2の2頁の説明に耐水建築③の具体案で誘導効果が書かれているが、ピロティ建築以外が書かれていない。他にどのようなものがあるのか教えてもらいたい。
- ㊺ 耐水建築の公式的な定義は知らないが、水圧や水に対する建築物の強度や洪水が来た時を想定して床を上げたり、水が来ても一定の時間が過せるということまで考えてきた。また、屋上があれば助けを求められるなど、システムを含めて考えられる。
- ㊻ 武庫川での耐水建築にはいくつかの軸が考えられるのではないかと。例えば、堤防法面に建つ家と低いところに広がる木造戸建住宅地とは対策が違う耐水化であり、「1階をピロティにするなどの構造上の区分」と「想定される被害によって何をどう防ぐのかに関わる構造耐水化の区分」に分けて考えられる。このような地域では(社)兵庫県宅地建物取引業協会をはじめとする関係団体などにハザード情報の提供を促し、不動産取引の重要説明事項に入れることを提案したい。堤防の近くと遠くをどのように分けて考えるかについて、県の意見を聞きたい。
県の回答 ⇒流水のエネルギーに耐えられる程度のもを住宅に適応させるのは、難しいと思われる。
- ㊼ 土砂災害防止法では、被害を軽減するための土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）というゾーン設定があり、とくに特別警戒区域では、私権制限がかかり、住宅や幼稚園等は建築できず、建築物を建てる場合には構造の規制がある。
- ㊽ 河川における氾濫予想の計算は、「水位が上がったら」ということを前提にしており、「どこで切れたらどこが危ない」という議論はできない。局所的に何が起こり、堤防から何メートルのところが危険で、どれほどの流速が流れるかを想定するのは難しい。

- ⑳ どこが切れてもという想定で考えられないのか。同じイエローゾーンでも堤防の際とそこから200m離れたところでは危険性の様相が異なる。住人からすると、自宅がどれくらい危険かが知りたい。そのような情報を出せるようなプラスアルファの情報提供の仕方を望みたい。
- ㉑ リバーサイドの場合を例に考えると、必ずしも川に近い場所の方がダメージが大きかったとは限らず、そのようなイメージを図にすることは難しい。
- ㉒ 浸水深だけで危険性を判断できる地域もあるが、川べりやそれ以外の危険な場所ではハザードマップに示されている以外の条件などの示し方についても、将来的には挑戦していく必要がある。すべての危険ゾーンを耐水建築化することは難しいことから、発生する水害の規模と退避するのに必要な時間が重要な情報になる。地震や火災と同様に、水害についても水害の規模や洪水が発生してから水害の危険が及ぶ時間を提示できるようにする必要がある。「命だけは守る」とすれば、逃げるチャンスができることになる。
- ㉓ やはり仁川から下流のカーブ護岸、堤防の水あたり部分が危険になるといえるのか確認したい。
 県の回答 ⇒カーブ外側は水位が高くなり外側に水の流れが向おうとすることから危険な部位ではある。危険性を回避するためには、カーブが大きくなるよう、川幅を広く設計をすることにより危険を回避する手法が一般的である。
 委員の回答⇒表面の流れと深いところの流れは流れ方が違い、河床の形状や勾配が変わっていたりする場合には何が起こるかわからず、必ずしもカーブの外側が危険になるとは限らない。しかし、一般的にはカーブ外側の水あたり部分は危険であることから、危険なゾーンは固めるなど、それぞれのところに対策がなされている場合が多い。その場合、このゾーンが危ないとは言い難いが、「このような耐水構造にしておけば破堤しても大丈夫」という議論は可能である。
- ㉔ 回答からすると、浸水深の情報しかない既存のハザードマップで堤防の構造の部分的な情報による減災対策を考えるのは無理だということになる。
- ㉕ 今は具体案をこのような形に出しているという骨子を議論すべきであり、水嵩などに及ぶ具体の詳細議論をすべきステージではないのではないか。このような議論は次のステップで行なうべきである。尼崎の現状をみると、武庫川の減災対策は県が主体で独自に行っているイメージがある。もっと流域市の防災や河川などの担当課との調整を行ったものを具体案として次のステップで提示すべきである。
- ファシリテータの質問… 浸水深以上の情報を追加するというダメージポテンシャルを追加的評価で出せるのか。
 県の回答 ⇒ポテンシャルを出すのは難しいが、見上げ高さや流下能力などを提示することは可能である。具体的にここにどのような危険性があるのかは出せるが、どこで切れるかについては判らないので難しい。
- ㉖ 地下駐車場や地下住居が多数あるが、耐水建築の議論でこれらについてはまだ出ていない。これらの問題点は、建て売り分譲システムなどにより使う人と造る人が違うという点である。建築主に対する規制誘導をしておく必要がある。
- ㉗ ダメージポテンシャルの問題については、尼崎市が作成したハザードマップの内容では、住民が理解し、逃げなければならないというポテンシャルにはなり得ない。行政の義務で

作成し、配布したにすぎない内容であり、各地域の問題に対しては、この精度では役に立たないと思われる。

これまでの議論から、本来あるべきハザードマップとは、小中学校のコミュニティ程度の単位で火災の場合は袋小路の危険区域や、水害の場合はどの辺りがどのような状態になるのか等の情報を盛り込んだものにすべきである。したがって、地震の場合は細街路のブロック塀危険区域などの図上検証をしなければ意味がない。国分寺市では小学校より狭いコミュニティ単位で、地域の住民自らによる路地裏に至るまでの現場検証を行っている。これらは数字で示さなくても見ればわかるものであり、これらの情報を基に、住民の手で試行錯誤し、自前のマップづくりを行ない、その結果を行政が規制誘導対象としてブラッシュアップするというものであろう。このような地域の住民による活動を県や市がサポートしていく体制づくりが必要である。国分寺の場合では、防災の専門家が市から派遣されている。このような活動により、冒頭に県から発言のあった「住民の理解」というものは自然にクリアされ、どこを規制しなければならないのかというポイントについても自然に住民の側から挙がってくることになる。

このようなことが行なわれなければ、減災対策は前に進まない。机上で考えたことを羅列しても何の効果もない。整備計画の減災対策には、少なくともこのプロセスをしっかりと書き込み、整備計画が策定されればそのことが始動するという仕掛けづくりをすることこそが河川管理者の仕事である。

- ファシリテータの質問… 住民の水害リスクの話は今後広げる必要性があると思われるが、スタートさせるために河川整備計画へはどこまで具体的に書き込めるのか。

県の回答 ⇒河川管理者が河川整備計画に書けるものと書けないものの限界については、流域対策を進める上で、流域整備計画のようなものを策定し、各市との連携をしっかりと行ないながら仕組みづくりをしていきたい。河川管理者として整備計画に書けるものについては、まだここで挙げることはできない。

- ③⑥ 武庫川づくりの重要な柱の一つである減災対策を「流域整備計画」にアウトソーシングすることには疑問がある。整備計画の中では基本的なことだけ記述し、「あとは流域整備計画で」という扱いになるのではなく、整備計画の中にきちんと減災対策を位置づけるべきである。最後まで検討会の議論が進めば、県も理解が示せると思う。
- ③⑦ 各市のハザードマップには格差があるが、県から市やまちづくり協議会等にはどのような指示を出しているのか。また、建築確認に対してはどのような指示を出すのか。ハザードマップはどのような場所に配置しているのか実態を調査し、報告してもらいたい。
- ③⑧ 個々のプロセスに即して考えると議論が噛み合っていない。メニューに対してシナリオを使って効果の発揮に至ると思われるが、シナリオに問題があるのではないか。県から出されている多くのものはメニューであるが、個々の住宅に対する話題のような議論があった。この検討会では、メニューに対するシナリオによりどのような効果があるのかを評価できなければ、メニューそのものも評価できないことになる。したがって、あまり個別的な議論をする必要はなく、骨格的な内容に対する議論をすべきである。また、前回の運営委員会で県は流域対策については公的機関として責任をもてることでなければ整備計画に位置づけることはできないという発言があり、そこから抜け落ちることは減災対策に位置づけられるものと思ったが、載せられていなかった。提言に書かれていた

もので、流域対策からも河道対策からも減災対策からも抜け落ちたものはどのように考えるのか、というテーマも必要である。

- ③⑨ 今回の議論は議題の中の耐水化建築のところだけがクローズアップされている。①②についてももう少し時間をかけるべきである。また、耐水化建築については、例えば防火建築などの場合は指定地域によってグレードがあり、簡易耐火建築や耐火建築といった具合になり、耐水化建築についても、それぞれの危険地域によって危険性の種類や度合いが違うことから、そこにマッチしたものを考えるべきである。

さらに、耐水化建築の住民への周知については、解釈の仕方は人それぞれあり、「逃げなくてもいい住宅づくり」とあるのは、逃げなくても 100%絶対安心と解釈されてしまう場合もあり、表現についてはもう少し考える必要がある。例えば、「少しぐらいの水なら逃げなくてもいい住宅づくり」のようなイメージにしておいた方が無難である。浸水するだけの地域では十分耐水化建築という言葉は通用するが、リバーサイドのように流される可能性がある堤防法面上の密集市街地などでは、高規格堤防化やシェルターのような住宅を考えない限り、絶対壊れない住宅づくりは皆無に近いと考えられる。今回の議論を拝聴し、もう少しきちんと抑えるべきであると感じた以上の 2 つのポイントについて、次回もう少し議論しておいてもらいたい。

- ④⑩ 今回の浸水の議論は、下流域をイメージして聞いたが、地域によって浸水被害の状況は異なることから、地域に合致した考え方が必要である。

- ④⑪ 冒頭で県から「防災リスクを地域の住民がどれぐらい認識しているかが重要である」という考え方の説明があった。しかし、リバーサイド住宅では開発当初から地元住民は危険性を把握していたが、行政側の耳には入ってなかったという現実がある。地元のヒアリングで、当時県が宅地開発の許認可を下した経緯があるが、許認可後に宅地開発業者には何も言えず、地元住民からの声を吸い上げていなかったという話を聞いた。結果として、ほとんど全戸が立ち退くことになった。住民の意見が行政に反映されなかった結果による大きな失態事例である。パブリックコメントのある今の時代らしく、今後は計画決定後に住民に広報するのではなく、計画の過程で住民の意見を吸い上げるシステムづくりが必要である。

- 県からの質問… 何をどのような過程で住民に周知すればいいのか教えてもらいたい。

委員の回答⇒リバーサイドでは許認可後、着工段階になってはじめて地域住民への説明があり、危険性の指摘の声が地域住民から出された。このような風潮は現代でも続いており、ダム計画が決定されてから住民への説明がなされた。武庫川水系河川整備基本方針においても、国土交通省に対してどのように同意の手続きが進められているのかなどの情報は質問しても運営委員会にさえ一切報告はなかった。

- 県の意見… 同意申請後は一般住民に対する途中経過報告を行なう必要はなく、策定の報告を行なったが、運営委員会への報告は不足していた。しかし、リバーサイドについては、河川の水深が浅いゾーンであり、もっと早期から規制をかけるべきであったという話はあったが、規制がかかっていない条件下で開発申請があった場合、問題がなければ許可を下さざるを得ない状況にあった。

委員の回答⇒それらの経過は、まさしく縦割りの弊害が出ていた証拠である。

- ⑫ 提言①に関わる資料 2 の①阪神橋梁から尼崎側の密集市街地については、次回以降に議論すべき重要な事項であるが、「できない」ということのみ繰り返しであり、どうすれば危険が回避できるのかという真髓に対する具体的な案には一切触れられていない。提案がダメならどうすべきかの対案が書かれていないのは納得できない。

第 3 回 減災対策検討会

平成 21 年 3 月 2 日
宝塚市商工会議所において

2 回の検討会を終え、検討会の回数を重ねるにつれ、これまで別々のレールを走っているような感があった県と委員側は、少しずつ一つの軌道に乗りはじめました。3 回目を迎え、今回はスムーズに進行することが期待されていましたが、前回の重要な議論と論点に接していなかったメンバーもあって、一時は大きく逆戻りの議論になりました。しかし、最も重要で基本的な部分の意見交換であったことから、これまで合意が困難であった部分の原因究明と再認識につながり、結果としては意義ある検討会となりました。

委員 13 名、県担当者 8 名が参加し、第 2 回検討会の意見交換を基に県が作成した資料 1「減災対策の進め方」に対する確認から、委員が提出した意見書による提案事項を中心に 3 時間半にわたって意見交換しました。

【配布資料】

- 資料 1 減災対策の進め方
- 資料 2 減災対策の具体案に対する委員からの提案
- 資料 3 水害リスク分析の一例
- 資料 4 武庫川流域内各市のハザードマップ公表状況
(委員からの意見書)
- 資料 5-1 武庫川流域減災対策検討会への提案
- 資料 5-2 減災対策検討会に関する意見書 一体験的防災論
- 資料 5-3 第 3 回減災対策検討会 懸案事項と提案
(参考資料)
- 参考資料 1 減災対策取り組み事例
- 参考資料 2 清須市洪水ハザードマップ

【協議の概要】

冒頭に県から資料 1 における方法論に関する説明と、3 名の委員からの意見書を基にまとめた資料 2 に関する説明が行なわれた。続いて資料 1 についての確認が行なわれ、委員側はこれを了承し、検討事項の意見交換の結果、以下のまとめを確認した。

【ファシリテータによるまとめ】

- ① 県から「減災対策の進め方」(資料 1) の説明があり以下を確認した。
 - 1) 過去に水害実績がない武庫川下流域で減災対策を実施するには、行政関係機関や住民の理解を得る何らかの仕掛けが必要である。
 - 2) 具体的な施策は全国事例から有効な施策を抽出し、武庫川にどう適用するかを検討する。
- ② 3 名の委員の意見書に基づき意見交換を行った。ポイントは、次の 4 点であった。
 - 1) 減災対策検討会では、①個別具体的な減災推進施策、②施策推進のための仕組みづくりの

2つを軸に検討していく。

- 2) 減災対策の仕掛けづくりのツールとして、今あるハザードマップを出発点とし、都市計画にもリンクしたマップへと進化させていくことが重要である。
- 3) 減災対策を行政と地域の住民が同じ場で継続的に取り組むような仕組みづくりが必要である。
- 4) 住民はハザードマップを使いこなせていない。避難に有効なマップとするためには、さらに住民による独自のマップづくりが必要である。そのために行政も住民に対して何らかのサポートが必要である。

<意見交換の内容>

- 1) 計画とリンクした耐水まちづくりのためのハザードマップ
- 2) 市の担当者がコンスタントに継続して住民参加へ取り組む仕組みづくり
- 3) 住民参加型による独自のマップづくり
- 4) 減災対策における「個別具体的な減災推進施策」と「施策推進のための全体的な仕組みづくり」の2つの方向性

<委員意見書の説明概要>

① 人口密度と浸水深を照合、リスクとの関係を考える

人口密度に基づき、どの辺りにどのようなリスクが高いのかを検証した。その結果、人口密度が高いところは高層住宅の場合が多く、人口密度の低い戸建て住宅地域の方が危険性は高いことが判明した。また、左岸尼崎市は浸水深が浅く広範囲、右岸西宮市は浸水深が深く人口密度が高いことが分かった。

② 流域各市の想定浸水深と都市計画用途地域上の問題について

- ・ 7市のうち、宝塚市のみが問題であることが判明した。宝塚市作成の浸水想定区域図で最も浸水深が深い地域は2～5mという非常にアバウトな表示である。2mと5mでは大きな違いがあるのは一目瞭然である。県が当初出したデータは2～3mであったと思われるが、なぜこのような値になったのか疑問である。また、この地域では第一種低層住居専用地域で3階建てが建てられない地域であり、今後の建て替えに向けては3階建てが建てられるような都市計画用途地域に更新していく必要性が考えられる。
- ・ その他の市についても浸水深が2m以上になる区域をピックアップし、その区域が都市計画区域の市街化区域か都市計画区域の市街化調整区域か、あるいは都市計画無指定区域であるかを調査し、市街化区域については都市計画用途地域を調べた結果、以下のとおりであった。

- 1) 西宮市の3～4mの浸水深地域では第一種中高層住居専用地域に指定されているため、自助の努力により危険を回避する対応の可能性があることが判明した。その他の西宮市で浸水深2～3m区域については、高さ15mまでの建築物が建てられる地域であることから、建て替えによる対応策が可能な地域である。
- 2) 他市については、各市により都市計画用途地域の高さに関する規定は異なり複雑であるが、西宮市と同様にクリアできる。

これらの調査により、流域全体で考えると非常に解り難く、流域全体で確認しておく必要があるとともに、これまで都市計画では河川を全く認識していなかったことが判明した。

- ・宝塚市の問題となる2～5mの区域については、市によると一部の限られた狭い範囲とのことであった。また、図面の表現を含め、行政内部が問題点に気づいていないことが問題であり、改訂も含めて考えるべきである。
- ・三田市や宝塚市北部の市街化調整区域の中にも浸水深3～4mの区域があるが、都市計画法により住宅は建築できないが農地法でクリアし、農地を守り生産性の向上に努める必要がある。また、上流の自然湛水区域については、市街化調整区域に指定し、住宅の建築ができないように誘導していくことを考えるべきである。

③ 武庫川の流域活動グループでの協議事項と、体験から導かれた感想、提案について

1) 活動グループからの意見

- ・消火活動の訓練は自治会単位で行なわれる傾向にあるが、水害に対する訓練や対策については殆ど行なわれていない。高等学校などで土嚢作りなどの実践訓練を行なうべきである。
- ・小学校では着衣水泳を教育に取り入れている学校があるが、そこに水中歩行訓練を取り入れてはどうか。
- ・避難場所の設定は市単位だけではなく、市境界のことも考えて隣接市と共有の情報をもてるよう、隣接市も配慮したハザードマップづくりをするべきである。とくに、尼崎市・伊丹市は猪名川の影響も一緒に考える必要がある。
- ・上流域の田園地域では水路の清掃からつながる河川の清掃は、生活と密接にかかわることから行事となっているが、下流域の河川の清掃は、流域の自治会などが清掃することは殆どなく、ボランティア活動に頼っている。河川の清掃への住民参加は、水害リスクの認識にもつながることから、参加できるような取り組みを考える必要がある。
- ・河川管理者が天井川とする区域は「阪急電鉄～仁川合流点」に限定されているが、住民の目で見えた感覚では天井川と思われる区域は国道2号線より下流側においても方々にある。

2) 災害体験と避難体験から感じたこと

- ・昭和13年の神戸市を中心とする六甲山麓の水害では、一階が軒近くまで泥に埋まり、避難所生活から住居を転々とした。
- ・昭和20年神戸大空襲では石屋川堤防に焼夷弾が降り注ぎ、丹波に疎開した。
- ・昭和25年ジェーン台風が襲来し、武庫川堤防を這うように歩いて帰宅すると自宅の門が倒壊していた。しかし、被害を体験しなかった伊勢湾台風は武庫川に被害を及ぼしたにもかかわらず全く記憶にない。
- ・平成7年の阪神・淡路大震災により自宅が被災。自宅の補修と復旧ボランティア活動に1週間従事した。

【体験から得たこと】

- 1) 災害の認識は主として自己の実体験によって構成される。
- 2) 超大災害は自然災害よりも、人類自身の誤った選択によって発生する場合の方が多。
- 3) 個々の災害に対する個人評価は、それによって蒙った精神的、物質的影響によって異なる。

以上のことから、減災対策として災害の疑似体験をする場を整備し、訓練、意識啓蒙などを行うことを提案したい。

3) 土砂災害について

「土砂災害については砂防課の範疇であるから取り入れない」ということではなく、砂防課のメンバーにも検討会への参加を促し、流域減災対策に取り入れるべきである。

<意見交換の概要>

- ① 3名の委員の案で了承する。ハザード痕跡については、委員の出したリスク分析からすると、ハザード分析の結果と減災に対する現状認識を加えてリスク分析を行なうべきであるが、現在県から出されているハザード資料はまだ不足であり、この状態でのハザード分析では不服である。今あるハザードマップを今後どうするのかという問題もある。
- ② ハザード資料が不足であることは認識している。県の見解によると、現在出せるハザード資料は浸水深のみで、あえて出せるとしても流速程度であるという。個人的には流速が早いと浸水深が低く出る傾向にあると考えており、西宮市には流速をプラスして出してもらいたい。
- ③ 資料1の進め方については概ね了承するが、資料2の具体的提案については前回の資料2の左半分に記載されていた、ことごとく否定された文面が、今回は委員の意見に摩り替わっているが、これに尽きるのか。県として検討して提示するような案は、現時点では存在しないということなのか。あるいは、案を持っているが様子をうかがってから提示するというようなのか説明してもらいたい。
県の回答 ⇒前回の資料2・前半部分の「否定している」という部分が県からの提案であり、今回訂正したこととほぼ同様であることから、あえて県案としては記載していない。
- ④ 一連の流れの中で過去を否定せずに肯定した上で先に進めていくという手法は、悪いということではない。しかし、前回委員会側が認めなかった項目をどのようにして実現していくのか具体的な手法を提示し、委員からの提案意見を確認しつつ同意するという進め方を行なうべきである。現行のハザードマップでは実践的に役に立たないのではないのかという委員の提示に対し、ハザードマップ以外の情報の有無についてきちんと答えを返すべきである。
県の回答 ⇒なぜそこが気になるのか理解できないが、建築士協会等に事前に情報提示を行なうことは可能であると記述している。しかし、一方で各自自治体に対してハザードマップ作成の仕方等については何も提案していなかったことは事実であり、反省すべき点である。また、今回提示しているもの以外に県から提示できるものはない。
- ⑤ さまざまな住民団体が水害に関連して行なっている活動に対し、行政機関としては「ここまではできるが、ここから先は無理である」というのではなく、司法を使って行政が解決するのではなく、行政が住民の立場に立って住民と共に解決するということを明確にして協力すべきである。つまり行政が住民運動と同様の運動活動を行なうということである。
県の回答 ⇒意味がよく理解できない。
委員の回答⇒司法判断と行政判断については、次回以降に具体的な事例を出す。
- ⑥ 委員の意見書の中の宝塚から篠山までの提案は具体的にどの辺りに対応するのか。
委員の回答⇒リバーサイドを意味する。もしくは都市計画区域市街化調整区域または用途地域無指定区域への制限についてである。

県の回答 ⇒リバーサイドの跡地は、河川工事で拡幅計画を予定しており、河川区域に指定するために県として購入したものである。つまり、行政財産の河川施設として県が所有しているということである。

⑦ 県が河川区域にするのであれば、その事項については災害のあった区域をどのようにするのかを明確に提示しておく必要がある。

⑧ パラペットから5～10mが河川区域になるという方針は聞いたが、その先はどうなるのか。また、3月までにはすべて立ち退く見込みであることも聞いたが、実際どのようになっているのか説明してもらいたい。

県の回答 ⇒まだすべての土地を購入できていないので不明確であり、記すことができない状況にある。

県の回答 ⇒まだ全戸買収にまで至っていないが、工事実施基本計画の流量に対する幅を確保するために、当初全82戸中45戸を一時買収する計画にしていた。しかし、河川整備基本方針で目標流量が3,300 m³/sに決定した時点において、基本方針に沿った計画に見直すとともに、地元の「移転したい」という意向も尊重し、河道計画に合わせて移転してもらう計画を検討したところ、移転対象家屋は79戸になった。結果的に全戸買収するという事になったが、残りの3戸については、国道事業で無理な工法になる部分があったことから国土交通省に提案し、国道事業で買収することが決まった。未移転の残り4戸は各戸の家庭的な事情によりまだ買収できていないが、鋭意進めていくことにしている。

⑨ 委員の意見書の中の「2m以上の区域については第一種低層住居専用地域が危険である」としているが、尼崎市武庫元町1丁目、武庫之荘西等があるが、この地域は浸水深が2m以内であることから取り上げていないということでもいいのか。

委員の回答⇒そのとおりである。用途も重要であるが、指定された地域に何が建てられるかという建築制限も重要である。特に第一種低層住居専用地域は建築制限が厳しいことから、避難に耐えうる建築物を建設することができない。宝塚市のハザードマップによる浸水深2～5mの第一種低層住居専用地域の場合は、県の浸水想定区域図では2～3mになっており、県の浸水想定区域図であれば第一種低層住居専用地域でも耐水化に係る高さがクリアできることになる。県の浸水深の表現が紛らわしいのかもしれない。再度このような地域については県に確認してもらいたい。

県の回答 ⇒ハザードマップは見やすいように、危険な地域が認識しやすいような浸水深の構成にしているが、目的を考えた上で再考する必要がある。

⑩ 県から各市に対してハザードマップの精度の歩調を合わせるような指導はできないのか。

県の回答 ⇒通達することは可能であり、今後そのようにしたい。

⑪ 単なる浸水深の書き方の課題ではなく、重要な問題点である。県から出している浸水想定区域図に対し、「各市で作成するハザードマップの責任は各市にある」として指導するのではなく、最初に情報を提供する側として各市とのすり合わせをしていないところに問題がある。地方分権色を前に出し、「あとは市の責任とする」という手法では問題が発生するのは当然である。県と市が役割分担をするからには、緻密な連携が必要である。

県の回答 ⇒浸水深は1mピッチで出す方がいいのであれば、県の表示についても考え直したい。宝塚市については確認する意向である。

- ⑫ 3～4年前に宝塚市鶴の荘から向月町の問題地域にある市場でヒアリングを行った。その結果、「20年来浸水したことがなく、市がいろいろ対策を行っているとのことであり、大丈夫である」と住民が考えていることが判明した。実際に見学し、このような地域が5mも浸水するなどとは思えない地域である。

県の回答 ⇒実際に側溝も広く深く整備されているが、13～14年前に阪神北県民局近くの向月町が浸水したことがある。

委員の回答⇒確かに向月町の大堀川沿いの低いところは10年に一度くらいは浸水被害が出ているが、側溝が広く深いことや敷地が上げられていることから、床上浸水にまで至ったことはない。

- ⑬ 上流域掘り込み区間においても浸水深3～5mの地域があるが、集落に入り込んでいるかどうか重要であり、耐水化建築の対策は講じる必要がある。人命を守るのは当然であるが、財産被害を考えなければならない地域である。また集落全域が入っている場合は、垂直方向への避難の対応を考えるべきである。下流域と上流域の考え方は異なる。

委員の回答⇒そのような地域は神戸市の有馬川合流点になる塩田地域があるが、集落は存在していない地域である。また、三田市と篠山市の境界である草野や油井なども農地であるが、避難や農地の財産被害について考えておく必要がある。

- ⑭ 県と市の役割分担の中で県がすべきことは、基礎自治体に決定権があるところが多いなか、それに対していかに県が協力する意欲があるかを政策としてどこまで整備計画に盛り込めるかが重要なポイントである。

- ⑮ 鶴の荘と向月町の水害にかかわる大堀川について、本川武庫川の1/100に対して大堀川の1/100は出していないのか。また、そのときは2～3m以上になるのか。

県の回答 ⇒1/100は出していないのでわからないが、本川の1/100と支川の1/100は雨が違い、向月町で1/100という雨はピンポイント型の驚くようなゲリラ豪雨になる。

- ⑯ 各自治体におけるハザードマップの作成は県からの「要請」であるのか。県が出したデータを基に、市で作成する際に最低限必要な避難場所をはじめとする情報を掲載し、配布するということであるが、実際にその避難所にその地域の人が入れるのか、入りきれぬのかという問題と、実際にそのような浸水深になるのか説明してもらいたい。また、県はハザードマップに備えなければならないその他の条件についてマニュアル的なものを出しているのか。避難所設定は、浸水深に対してそのポイントに避難できる避難経路のようなものが確保できることを考えた上での設定になっているのか。これらの確認をはじめとするフォローアップがどれほど各自治体で可能であるのか、このような詳細は詰められているのかという点に問題がある。

県の回答 ⇒挙げられた詳細については河川管理者としては詰め切れていないが、防災ではどうかわからない。

委員の意見⇒出来ていないのが実態であると思われるが、とりあえずハザードマップを出さなければならないというプレッシャーの下で作成されたものであると考えられる。また、水深については、検討委員会のようなものは開かれていなかったのか。

県の回答 ⇒検討委員会は、開かれている市とそうでない市があると思われる。

委員の意見⇒検討委員会が開かれていれば、明らかに問題点として避難経路などが挙がってきているはずである。たとえば、病院などの重要な施設が水害にあったときに電気設備関係が地下にあることなどに対する問題点なども挙げられることになる。さらに、このようなことに対しては地域に説明する機会を設定する必要がある。

県の回答 ⇒理想は東園田地区であるが、最終的な地域コミュニティでの避難に至るところまでを行政で示すことは難しい。したがって、避難のための情報を受けてそれぞれの地域で住民から声が上がりが、活動に至った時にはじめて行政がサポートできる。

委員の意見⇒確かに住民からの立ち上げが必要であるが、そこに至るまでがスムーズにいくようにすることが行政の役割である。

県の回答 ⇒確かにそのとおりであるが、やるべきことが決まっていれば実現に向けられるが、今のところ方策が見えない。このように検討委員会が開催され、進められていくうちに答えが出ることを期待したい。

- ⑰ 武庫川流域のハザードマップについては問題点をきちんと掘り起こし、目的を明解にすべきである。今の状況では、国土交通省からのお達しに従って何となく浸水想定区域図を作成し、各市がハザードマップを作成したというイメージである。ハザードマップには、避難と水防活動については掲載されているが、耐水化による水害に強いまちづくりのためのハザードマップという認識が欠けている。単なる避難のためだけのハザードマップではないことを目的の中にきちんと挿入し、マップから進んだブックという形で「避難・水防活動」「水害に強いまちづくり」に備えたハード面のまちづくりを進めるためのツールとするべきである。

また、ハザードマップは住民が主体的に動くソフト面の仕掛け、仕組みづくりのためのツールでもあることをはっきりさせておく必要がある。河川管理者は、ハザードマップさえ作成しておけばいいというものではないことを認識し、作成したハザードマップが何のためにあるのかを住民が自己検証しなければ、何の役にも立たないということを明確にすべきである。つまり、ハザードマップとは、完成したマップそのものに価値があるのではなく、マップを作成するプロセスに意味があり、その活動が減災と水害に強いまちづくりをするための手がかりと基盤になる。

したがって、「②土地利用規制」のところでハザードマップを位置づける必要がある。そして、コミュニティをどのように改善する必要があるのかが住民の目線で見えてくることになり、住民と一緒に基礎自治体や河川管理者が参画し、活動を行なうことによって地域の道筋が見えてくることにつながる。その中で県と市と住民の協働関係が生まれ、築かれていくことになる。このような流れの道筋を立てるべきである。

そのためには、どこかのポイントでモデルケースを設定するべきである。その意味では、先日のシンポジウムにおいて東園田を採り上げたことは悪いとは言えないが、一部分は参考にはなるかもしれないが、モデルにはならない。なぜなら、県と市と地域住民が継続的にマップをつくり上げ、まちの構造改善の協議をするところにはまでは到達していないからである。それに対して、添付資料 5-1「国分寺のまちづくり防災学校」では、防災まちづくり条例のなかでハザードマップがきちんと位置づけられている。このような形で押さえていくべきである。

- ⑱ 資料2「②氾濫域での土地利用の規制誘導」の流域委員会からの具体案①では、密集市街地の整備などの住宅市街地基盤整備事業との総合整備事業のことが記述されているが、現在兵庫県では尼崎市東園田町、戸ノ内町で事業計画ができており、実際の事業は戸ノ内町の21.25haで着手することになっている。残念ながら、水害は意識しておらず、通常の木造密集市街地を整備する事業のこのようである。具体案①の記載は同じような危険性のある地区としてさらに水害の危険性も含む里道のような道路に広がる密集市街地としてこれまで委員会から提案してきたものである。この地域については整備すべきである。

委員の意見⇒都市計画に対するハザードマップを位置づけるべきであるという意見には賛成であるが、今あるハザードマップを進化させたものを作成していく方が、現実的である。もしモデル地区を設定するなら個人的には西宮市がふさわしいと考える。

委員の意見⇒尼崎市や西宮市などの問題のある地域でハザードマップを拡大したものを作成し、住民自身が参加してまちづくり的な議論を交わし、マップづくりを行っていくということである。地域防災計画もあるが、そのようなものを仕上げていくプロセスが大切で、ステップを踏むことが重要である。また、モデル事業というものは、自治体が関わるのが非常に大事なポイントであり、それを県が支援していくという構図を描くべきである。

例えば、尼崎市、西宮市、宝塚市などが考えられる。とくに尼崎市の提案は前回も出ており、提言書では1頁を費やして提案している。にもかかわらず、市が他の密集市街地の事業を先行させていることを理由に県は否定してきた。そうではなく、水害という観点からも事業を国の制度を引用して実施していくことを提案したものである。県からのこのような声があれば、尼崎市としては3つ目の密集市街地事業に取り組める可能性がある。今期の整備計画に盛り込むのは無理にしても、県からの強い働きかけにより市が実現していけるよう努力すべきである。

- ⑲ 資料3にある用途地域と高度地区の整備については、河川と都市計画サイドの事業を合同で行なうことにより、嵩上げ等をはじめとする整備の実現が可能となる。

県の回答 ⇒ハザードマップにさまざまな情報を盛り込んで出すのもいいが、まずは住民に十分リスクを認識してもらうことから始めることが重要である。そのうえで、段階的にレベルアップしたハザードマップづくりを行なうことが妥当である。また、各市で作成しているハザードマップについては、西宮市では2回目であり、説明会も開催するなど、努力している市もある。配布して説明会を開催すれば、少しは認識されるはずである。

委員の意見⇒県の説明では、ハザードマップを配布し、説明会を開催すればリスク認識が高まるという考え方であるが、それではリスク認識にはつながらないということこれまでずっと議論してきたはずである。先日県が開催した防災シンポジウムにおいても、県がお招きした先生からも同様の話をうかがったところである。

委員の意見⇒県の見解では、避難のリスク認識にはハザードマップがメインツールであるかのように聞こえた。しかし、現在行っている議論は、避難の方策としては②の「土地利用規制による誘導」が大事だということで協議していたはずである。「まずは住民への水害リスクの周知から…」というのは、前回の議論展開からすると「相応しくない」ということに至ったはずである。

県の回答 ⇒先ず第一歩がリスクを認識することであり、それから都市計画等への話に進めていった方がいいのではないかと。

- ⑳ 県が都市計画に踏み込んで議論をするにしても、地域の住民が先ずリスクを認識していなければ、市に話をする事ができないということで、まずハザードマップを配布して説明会を開いてリスク認識をしてもらうということなのか。

県の回答 ⇒推進方策を行なうためには、まず住民に理解してもらわなければ話が前に進まないということである。

委員の意見⇒都市計画については市が担当窓口であり、担当窓口がリスクを認識してもらうことも重要である。ハザードマップにかかわらない認識も必要であり、必ずしも住民が認識していなければ、市に話ができないということではないはずである。このあたりについては県も整理してもらいたい。

- ㉑ 主観的に考えると、住民はハザードマップをみて、「絶対に自分の家は危険である」と認識し、判断する人は非常に少ないと思われる。まず、「本当かな」という疑問を抱き、「そんなことはないだろう」と思う人が殆どであると推測する。水害を体験している住民でさえ認識するのは難しく、ましてや水害を体験していない住民にハザードマップを理解してもらうことを求めるのは無理である。

県の回答 ⇒住民に理解してもらうのは困難ではあるが、住民と行政が共に勉強し、検討することによってマップを作成していくと理解していたが、行政が冒頭からいきなり誘導・規制の話をするのは住民の受け入れが難しい。したがって、住民と共にハザードマップづくりなどをしながら理解を求めることからスタートすると理解していた。先述された県の意見とは少し違うが、個人的にはそのように理解している。

- ㉒ 規制するのは難しいというが、30年後に規制ができないというのはまったく理解できない。なぜ今規制は難しいと言い切れるのか、その根拠は何か論理的に説明してもらいたい。

県の回答 ⇒財産の補償をクリアしなければならないが、それに何年かかるかについては現時点では判断できない。この問題は30年経過したら越えられるのか、逆に教えてもらいたい。

委員の意見⇒越えるための道筋をデザインしていけば、30年後は無理かもしれないが、40年後にはクリアできるかもしれない。今その筋道を立てなければ永久にクリアできない。

- ㉓ 資料に提案した前提条件の場合は規制をかけるという考え方でいいのではないかと。

県の回答 ⇒今回の委員の意見書における資料の前提で規制をかけるというのであれば理解できるが、ハザードマップでもって規制というのでは違う話になる。

県の回答 ⇒施策は全国的な方向を検証しつつ行なう必要があると思っている。今回資料1を添付したのは、そこに至るまでに、浸水実績があるところでは表の一番下の実施まで、浸水実績のないところではどうすべきかを現在さまざまなケーススタディで検討しているところである。また、まちづくりは行政側が意識をもたなければ実現できないことから、各市向けの情報の出し方を吟味するという議論になる。一方、行政が施策を立案して実施するときには、受け入れ側の気持ちの準備体制も整えておかなければならない。この考え方で進めることを考えて資料1を作成し提示したつもりである。先ほどから展開している委員会側からの話とこの資料は合致していると理解している。

- ②④ その見解は、個人の見解ではなく、県の見解として聞いていいのか。
委員の意見⇒2名の県の発言は、明らかに1ヶ月前の第1回検討会に話が戻っている。冒頭で質問した「なぜもう少し具体的な案が出てきていないのか」ということがこれで判明した。無理矢理規制をかけるということではなく、住民がその気になってハザードマップをツールとして使い、避難の方策を考え、規制というものはそこからかけられていくものである。
- ②⑤ ハザードマップが出発点であるが、市レベルの行政に「地域住民と一緒に熱意をもって考えられる仕組みがあるか」もしくは「設置することができるか」が問題である。また、耐水化を議論する場合、武庫川だけに止まらず内水の問題も絡み、市レベルでは、武庫川のハザードマップのみを出発点にすることができなくなる。そう考えると、武庫川のハザードマップは、単なる出発点に過ぎず、継続性をどのようにして維持するのかということになる。県の役目は継続性がもてるような仕組みづくりを浸透させていくことである。
- ②⑥ 「行政は機が熟すまで手を着けない」というのではなく、県に遠慮している住民もあり、場合によっては行政がショック療法的に「ハザードマップによると危険だから住むべきではない」という誘導を行なうことも考えた方がよい。「逃げる」というのは本質的に自助であり、行政はそれをサポートする。しかし、行政はそれをどのようにサポートするのか、計画にきちんと位置づけなければならない。関係市長は、行政として何をすべきか考えてもらいたい。
- ②⑦ 各市にハザードマップがどう利用されているのかを聞いてみると、非常に消極的であり、今回の資料を見ても「やっぱり」という印象である。住民から指摘されなければ住民との対話はないという消極的な関係である。今は、ハザードマップを住民に知らせることしか考えられていない。開発業者をはじめとし、広く一般に情報を流さなければ、リバーサイドと同じことがまた繰り返されることになる。既存の危険区域は逃げることを考える必要があるが、これから開発される区域については危険情報を提示し、計画の前に開発を阻止しなければ流域を危険に陥れることにつながる。財産の問題もあるが、危険な箇所に対する安全性という問題も考える必要がある。
- ②⑧ 現在配布されているハザードマップは、堤防のどこが切れたらこうなるのかという基本的なことがわからない。また、自分を中心にしたマップの見方がわからず、使いこなすこともできないという現実がある。つまり、マップの使い方の徹底ができていない。尼崎市では大庄地区から阪神武庫川辺りが最も危険であることは、住人も含めて誰もが周知していることである。

そこで、大庄地区では、出されたハザードマップをどうしたらいいのかということから、2月9日に婦人会の主催により「主人や働き手、学生が不在中、お年寄りや孫だけが取り残されがちである中、水害が起きた場合にどうすればいいのか」ということをテーマに説明会を行った。350人が集まり、何名かに感想を聞いたところ、「武庫川に置き換えてはじめて水害というものを考え、恐ろしさがわかった」という答えが多く返ってきた。一方、「水害は大丈夫、そんなに脅かすな」という回答もあった。地震、高潮、津波についての危機感はあるが、水害に対してはこれまで武庫川では体験していないことから、まったく興味がなかった。

園田の事例が出されていたが、園田はこれまでに内水を含めて何度も水害を体験している地区であることから、住民の水害に対する危機感も認識も武庫川とは全く異なり、住民が納得して積極的に活動に参加することができる。実際に一声挙げれば1,300名もの住民が集まり、積極的にマップづくりに参加している。一方、水害を知らない武庫川では、関心はあっても重い腰を上げることはまず無理な話である。したがって、園田はあまり武庫川の参考にはならない。また、予備知識として何度も説明することは重要であるが、いきなり危機感ばかりを提示しても、地元には逆効果である。

そこで、武庫地区、大庄地区ではさまざまな事例を基に学習の機会を重ね、やっとな訓練を行なう計画にまで達している。しかし、参加人数も含めてまだまだ広く浸透していない。

「ここは危険だから逃げなければならない」といってもまだ興味がない状態であり、回数を重ねて啓発するしかないというのが現状である。2年前に尼崎市には防災課が設置されたが、まだ課の人員も少なく、減災対策の話をしたが人手不足のため不可能であるという回答が返ってきた。「だからこそ住民と一体になって協働で活動を行い、県からもサポートしてもらえる体制が必要である」という話をしたところ、市は「今後武庫川については積極的に取り組んでいきたい」との考えを示した。

- ㊟ ここまでの議論は、「行政としてはまちづくり的に耐水化のまちをつくっていく、平行して住民が中心になってハザードマップの充実を図る、そしてこれらを先進的に進めるためのモデル地区を設定する」ということのようなのであるが、ここまでをすべて整備計画に盛り込めるのかどうか県に確認しておきたい。

- ファシリテータの意見… 整備計画にモデル地区を設定することまでは書き込めないが、このような事業を進めるということは書き込めるのではないか。

県の回答 ⇒この話については、市と確認しなければならない。

- ㊟ 大きな2つの目的として、「①ハザードマップにより避難所の確認設定や水防活動を行なう②都市計画等と連動した水害に強いまちづくりを進める」ということであったが、県の上層部が事前打合せに参加していなかったことから否定され、2ヶ月前、あるいは提言書作成時に話が逆戻りしてしまった。目的については確認できるのか。

県の回答 ⇒目的については認めるが、段階を経て進めざるを得ないと考えている。

- ㊟ 市街化区域が今後どれだけ広がるのかという質問に対し、開発の可能性のない市街化区域が市街化調整区域になることは考えないという回答があった。しかし、大阪湾の第3セクターのホームページなどでは、市街化区域が市街化調整区域に戻されていくことが既に既成事実になっていることが挙げられている。この考え方で計算すると、整備計画に止まらず、基本方針から考え直す必要性が出てくることになる。これらのことに対して、県はどのような考え方や方針を持っているのか明確にしてもらいたい。このことは、今回の意見書にも出されているが、それに対して「関係機関と調整する」という書きぶりになっている。新名神も含めて県として態度を示してもらいたい。

委員の回答⇒ここでの議論は、治水における洪水の面から見た場合のあり方の議論であるが、自ら守るという観点から低い土地は全部嵩上げすればいいという意見に対しては、道路や法制度など別の面から見たときには、上手くいくとは限らない。例えば、新名神ができれば、それに携わってきた側からすれば都市構造的にも素晴らしいものになると考えるが、他方から見たら、マイナスになる面もあるはずである。しかし、この機会に治水の観点を盛り込めば治水に対するメリットがある

可能性がある。はなから「治水の面から見たらマイナスだからダメだ」ということではどうしようもないという話に終わりがねない。したがって、治水の面から見たら土地の嵩上げやさまざまな可能性はあるが、新名神のような道路計画から治水に関わって既成の条例や法令を変えるという話にはならない。

- ファシリテータの意見… まとめ方について、今回の議論の結果を踏まえた成文化を行なう必要がある。

委員の回答⇒提言書に基づき具体化したものが今回の委員からの提案であるが、それに対する県からの意見が出されていない。検討会に委員会として提案はするが、それを受けて整備計画に反映するかどうかは県の仕事である。ファシリテータは、検討会を受けて再度提言書を書くというイメージであるが、そうではない。委員の意見に対して県の原案の考え方、意見を聞かせてもらわなければ話は進まない。それが検討会である。具体的な方策について提案に異論がないのであれば、県は9月に出す整備計画原案に盛り込むと委員会はみなしている。

- 県からの質問… 項目としては「個別具体の実施に係る施策」「水害実績のない護岸において住民の理解を求めるには、まずハザードマップを出発点に進化させる仕組みづくりを位置づける」の2項目でいいのか。また、「仕組みについて方策の原案を出し、さらに具体案の規制について練っていく」ということでいいのか。

委員の回答⇒フローチャートはこれでいいが、今回の意見を踏まえて県は矢印の中身をどう埋めるか整理するということである。さらにそれを具体化するために、どの程度のことのできるのかを示すことである。政策の立案といっても、政策の中にはさまざまなレベルや問題点があり、行き詰まる可能性もある。したがって、各委員が出した政策に関わる事項は、この政策に向かってはこの程度までであることをどこかで書き、その程度がわかるようにする必要がある。

委員の回答⇒それらのラインを議論し、詰めていくことこそが委員会が求めてきた検討会である。

委員の回答⇒「整備計画に実施まで含めて考えているのか」「委員から出されたものを政策の立案まで行い実施できるのか」等々、県が提示したフローチャートに描かれた矢印が実線ではなく点々になる項目ができる可能性もあるのか。

県の回答 ⇒場合によっては点々もあると考えている。

- ② 限られた時間内で議論するためには、深い議論にまで入り込まずに外していくことも必要である。意見が違ふところに絞って議論しなければ、時間が足りない。そのためには少なくとも今ある意見に対して県としてABCのランク付けを行ない、それを手がかりに議論していく必要がある。

- 県からの質問… 規制や誘導」のなかで、「誘導」は進められるが、「規制」については難しい部分がある。絶対にしなければならない部分をどのように仕組みをつくってやっていけばいいのか、今できるところから進めて広げていくという手法があるのかどうか、わからない。

委員の回答⇒秋の原案作成までに市との調整が行なえないのは当然である。策定までにあと3年をかけたとしても、計画を策定した時点でスタートできることは不可能である。そこで、「整備計画30年をかけて達成できること」という視点で、30年という期間内に協議やさまざまな調整を図りながら実行に至ることを提案する。30年間に何を目指して実行していくのか整備計画に指針を示すべきである。そのためには、段階を経て進めなければならないことを整理し、基本的な

ことを整備計画に盛り込んでおくことが必要になる。書き方の問題というよりは、基本的に計画案を作成するところまでにできることはなく、そのところを整理してもらいたい。県は今すぐ規制するということと誤解しているように思える。計画策定以前に規制することは不可能であり、そのようなことを委員会が求めているのでもなく、30年間で何をするのかということである。

県の回答 ⇒ 2つある論点の2つを整理することは理解した。ある程度カットできるところはカットし、できればあと半年で段階を踏めるところまである程度進めておきたい。

委員の回答⇒進め方については、①今回挙げられている推進方策について県としてはどのような見通しをもっているのか、②今回挙げられていないが、しなければならぬ可能性があることを次回以降に県、委員共に挙げ、さらに追加がある場合は追加に対する議論をする という2点である。

4. 河川審議会

平成21年度
第2回

平成21年度 第2回 兵庫県河川審議会

平成22年1月18日
兵庫県農業共済会館において

第55回武庫川流域委員会（1月26日に開催）における武庫川水系河川整備計画原案の提示に向けて、平成22年1月18日、兵庫県河川審議会が開催され、治水部会と環境部会から武庫川水系河川整備についての最終技術検討結果が報告されました。治水部会と環境部会の各3名の委員を含む13名の河川審議会委員と、河川関係部局から24名が出席し、武庫川水系河川整備計画原案の河道対策に関する治水と環境に関わる技術的検証結果の説明を中心に、2時間半の審議が行われました。武庫川流域委員会からは、5名の委員が傍聴しました。

【配布資料】

- 資料1 下流部築堤区間における河道対策の安全性検討(要旨)
- 資料2 下流部築堤区間における河道対策の安全性検討(本編)
- 資料3 「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」の検討(要旨)
- 資料4 「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」の検討(本編)

【審議の概要】

県側からの検証結果の報告、説明が中心で、治水、環境ともに整備計画原案における治水の骨格になった大規模な河床掘削による河道対策に対する検討結果が報告された。委員からは計画遂行に際する留意点として、以下の意見が出された。

<委員から出された主な留意点および意見>

- ・「礫河原」という記述が多々みられるが、実際には砂礫河原であるため、「砂礫河原」で統一すべきである。

- ・現在出されている環境の2原則は、環境をこれ以上悪くしないことを原点においている。今後は、環境を悪くしないことよりも、どうやって良い状態にしていくかといったもう一段上の原則が出てくるのを期待している。
- ・潮止堰を撤去すれば汽水域が非常に長くなり、昭和初期の素晴らしい環境であった頃の武庫川が戻る。
- ・河床掘削の際に生じる土砂は、有効に再利用できるようにしてもらいたい。

5. 武庫川流域委員名簿

～2004年
3月発足

五十音順

氏名	専門・在住地	所属等
浅見 佳世	環境(植物)	榊里と水辺研究所 取締役、兵庫県立大学 客員准教授
池淵 周一	河川(水文学)	京都大学 名誉教授
奥西 一夫	地形土壌災害	京都大学 名誉教授、国土問題研究会 理事長
川谷 健	河川(水工学)	神戸大学 名誉教授
長峯 純一	財政学	関西学院大学 教授
畑 武志	農業利水・水域環境	神戸大学 名誉教授、学校法人賢明女子学院法人顧問
法西 浩	環境(生物)	日本鱗翅学会 会員
松本 誠	まちづくり	市民まちづくり研究所所長、元神戸新聞社調査研究資料室室長
村岡 浩爾	環境工学・水環境学	大阪大学 名誉教授、(財)日本地下水理化学研究所理事長
茂木立 仁	法律	兵庫県弁護士会
伊藤 益義	宝塚市	エコグループ・武庫川 代表
岡 昭夫	西宮市	元リバーサイド自治会役員
岡田 隆	伊丹市	武庫川の治水を考える連絡協議会 事務局長
加藤 哲夫	篠山市	篠山市森林組合 組合長
草薙 芳弘	尼崎市	あまがさき市民まちづくり研究会幹事
酒井 秀幸	篠山市	農業、武庫川の治水を考える連絡協議会 代表
佐々木礼子	宝塚市	都市計画・建設コンサルタント 代表・顧問、日本都市計画学会・土木学会 会員
谷田百合子	西宮市	武庫川円卓会議 代表
田村 博美	宝塚市	大阪市立大学非常勤講師(環境都市計画)
土谷 厚子	三田市	グリーンピース・ジャパン 会員
中川 芳江	宝塚市	榊ネイチャースケープ 役員
松本 俊治	西宮市	三市武庫川水利擁護期成同盟会 会長
山仲 晃実	西宮市	兵庫県砂防ボランティア協会 理事

6. 開催された委員会等

- 第55回流域委員会 開催日：平成22年1月26日 場所：尼崎市中小企業センター
- 第56回流域委員会 開催日：平成22年2月10日 場所：尼崎市中小企業センター
- 第57回流域委員会 開催日：平成22年3月4日 場所：西宮市立市民会館
- 第58回流域委員会 開催日：平成22年3月24日 場所：宝塚市アピアホール
- 第59回流域委員会 開催日：平成22年4月19日 場所：伊丹市いたみホール
- 第60回流域委員会 開催日：平成22年5月10日 場所：三田市商工会館
- 第61回流域委員会 開催日：平成22年5月28日 場所：伊丹市いたみホール

7. 開催のご案内

- 第62回流域委員会 日時：平成22年6月22日13:30～ 場所：尼崎市中小企業センター
- 第63回流域委員会 日時：平成22年7月5日13:30～ 場所：宝塚市アピアホール
- 第64回流域委員会 日時：平成22年7月26日13:30～ 場所：伊丹市いたみホール
- 第65回流域委員会 日時：平成22年8月4日13:30～ 場所：宝塚市アピアホール
- 第66回流域委員会 日時：平成22年8月24日13:30～ 場所：尼崎市中小企業センター

委員会ニュースは、委員会のあらすじを記したもので、発言の詳細は、議事録に記載されています。

委員会ニュースは、流域委員会委員より選ばれた編集委員により、作成されています。

配布資料・議事骨子・議事録の閲覧ができます。

開催された武庫川流域委員会の、配布資料・議事骨子・議事録については、下記の方法で閲覧できます。
詳しくは、事務局までお問い合わせください。

①関係行政機関での閲覧

県関係機関：県庁(武庫川企画調整課)、神戸県民局(神戸土木)、
阪神南県民局(西宮土木、尼崎港管理事務所)、
阪神北県民局(宝塚土木)、丹波県民局(丹波土木)
市役所：神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市

②ホームページでの閲覧

http://web.pref.hyogo.jp/hn04/hn04_1_00000070.html

お問い合わせ

【編集発行】武庫川流域委員会

兵庫県県土整備部武庫川企画調整課
担当：野村、杉浦、勝野、川野、長尾、吉栖、
志茂、吹田、平塚
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-341-7711(直通)
FAX 078-362-3942
E-mail:muko_chosei@pref.hyogo.jp



兵庫県阪神北県民局河川対策室計画課
担当：前田、伊藤、矢尾
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15
TEL 0797-83-3180(直通)
FAX 0797-86-4329
E-mail:takarazukadoboku@pref.hyogo.jp

事務局では郵送・FAX・電子メールでのご意見をお待ちしております